

令和4年第3回定例会

清里町議会会議録

令和4年 6月17日 開会

令和4年 6月17日 閉会

清里町議会

令和4年第3回清里町議会定例会会議録（6月17日）

令和4年第3回清里町議会定例会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	岡本英明	6番	勝又武司
2番	古谷一夫	7番	村島健二
3番	伊藤忠之	8番	前中康男
4番	堀川哲男	9番	田中誠
5番	池下昇		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町長	櫛引政明
教育長	岸本幸雄
代表監査委員	篠田恵介
農業委員会長	森本宏
選挙管理委員長	中西安次
副町長	本松昭仁
総務課長	野呂田成人
企画政策課長	宮津貴司
町民課長	阿部真也
保健福祉課長	水尾和広
産業建設課長	北川実
産業建設課技術長	酒井隆広
焼酎醸造所長	永野宏
出納室長	三浦厚

生涯学習課長	熊谷	雄二
生涯学習課参与	新輪	誠一
農業委員会事務局長	北川	実
監査委員事務局長	伊藤	浩幸
選挙管理委員会事務局長	野呂田	成人

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	伊藤	浩幸
主査	阿部	由美子
会計年度任用職員	梅内	千夏

9. 本会議の案件は次のとおりである。

一般質問 (2名 2件)

報告第 1号	令和3年度清里町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 2号	令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
議案第33号	清里町コンプライアンス条例の制定
議案第34号	清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号	北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約
議案第36号	北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約
議案第37号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約
議案第38号	上斜里橋補修工事請負契約の締結について
議案第39号	清里小学校改修三期工事(建設主体)請負契約の締結について
議案第40号	清里小学校改修三期工事(機械設備)請負契約の締結について
議案第41号	令和4年度清里町一般会計補正予算(第2号)
意見案第2号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
意見案第3号	食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書について

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は9名です。
ただいまから、令和4年第3回清里町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番 勝又武司君、7番 村島健二君を指名いたします。

●日程第2 会期の決定

○議長（田中誠君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 堀川哲男君。

○議会運営委員会委員長（堀川哲男君）

議会運営委員会より報告いたします。
本定例会につきまして、本日6月17日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議した結果、一般質問並びに提出される議案の件数、内容により、本日1日間とすることが適当と判断いたしました。
以上が、議会運営委員会の結果でありますので、報告いたします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。
本定例会の会期は、委員長の報告のとおり本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間に決定しました。

●日程第3 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

日程第3、議長諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。議会事務局長。

○事務局長（伊藤浩幸君）

議長諸般の報告4件につきまして、御報告申し上げます。

大きな1点目、議員の派遣状況及び会議等の出席報告並びに事業報告についてであります。

(1)「オホーツク町村議会議長会第7回定期総会」について、(2)「北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会総会」について、それぞれ書面会議により開催され、記載の内容について全て原案のとおり可決・承認されております。

(3)「オホーツク圏活性化期成会定期総会」について、5月28日、北見市において開催され、田中議長が出席しております。令和3年度事業報告、決算認定、令和4年度事業計画・予算等、原案のとおり可決・承認されております。

また、2ページ、(4)に記載のとおり、同日、期成会の要望活動として、田畑総務副大臣に対しまして、記載の4項目につきまして、要望を行ってございます。

2ページの(5)「町村議会議長・副議長研修会」について、5月30日、東京都において開催され、前中副議長が参加しております。「町村議会のあるべき姿」など、3名の講師からの講演等によりまして、研さんを深めたところであります。

(6)「北海道町村議会議長会第73回定期総会」について、6月14日、札幌市で開催され、議長が出席しております。会務報告、決算報告、事業計画並びに3ページに記載の各議長会からの提出議題14件、6ページに添付しております決議が、それぞれ原案のとおり可決・承認されております。

(7)一部事務組合の会議等から4ページ、(8)その他の会議・行事等について、記載の会議・行事等に議長をはじめ各議員が出席しておりますので、御報告申し上げます。

大きな2点目、常任委員会等各委員会の開催状況について。

(1)総務文教実行委員会から5ページの(4)議会広報特別委員会まで、記載の期日・案件で会議が開催されておりますので、御報告申し上げます。

大きな3点目、例月現金出納検査の結果について、令和4年4月分と令和4年5月分につきまして、7ページから10ページのとおり提出されております。結果は、いずれも適正であるとの報告でございます。

大きな4点目、令和4年第3回清里町議会定例会説明員等の報告について、11ページのとおりとなっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（田中誠君）

これで議長諸般の報告を終わります。

●日程第4 町長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第4、町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは町長の一般行政報告を申し上げます。

まず初めに、大きな1の主要事業報告であります。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策の経過についてでございます。

5月17日の臨時町議会以降に係る経過について御報告を申し上げたいと存じます。

全国及び北海道内における新規感染者数は、4週連続して前の週を下回り、減少傾向が鮮明になってきております。本町につきましても、新規発生者は給食センター職員を含め、現在3名となっております。

なお、北海道において、5月27日付で感染拡大防止に向けた3つの行動とワクチン接種の願いが示されましたので、対策本部会議において内容の周知と啓蒙を進めているところでございます。対策本部会議につきましては、記載のとおり開催がされておりますので、御参照をいただきたいと思います。

また、ワクチンの接種につきましては、現在、3回目を実施中でありまして、65歳以上の高齢者では93.4%、64歳以下では76.3%、全体では83.6%となっております。また、全国・北海道の接種率については記載のとおりであります。

また、5歳から11歳までの小児対象の1回目のワクチン接種が、5月28日から始まっております。49名の方が接種をいたしてありまして、接種率は21.3%となっております。引き続き感染防止対策を進めてまいり所存であります。

2ページをお開きください。

2点目の「命と暮らしを守る道づくり全国大会」についてであります。

5月18日、東京砂防会館にて開催がされております。全国から約1,500市町村の首長と道路関係団体が出席をする中、国土交通大臣以下多くの国会議員の御臨席を頂き、意見発表と大会決議を採択した後に、国会議員及び関係省庁に要請活動を実施したものでございます。

次に、3点目の落雷による火災、停電などの被害についてであります。

5月の20日午後1時59分頃、上斜里16号4線5線間の電柱線への落雷によりまして、上斜里・神威地域で50戸の停電が発生をいたしました。また、JR釧網本線の踏切遮断機が上斜里1線の踏切から20号踏切までの9か所で故障をいたしました。さらに、電線の溶断によりまして、道路のり面での火災が発生したところであります。道路のり面の火災につきましては、消防車両3台と署員16名の出動によりまして、午後2時36分に鎮火をしたところでございます。なお、消失面積は35.8平米となっております。また、停電につきましては、午後2時57分に復旧をいたしております。

なお、JRの踏切遮断機につきましては、午後9時30分に全て復旧をいたしましたが、この間通行止めとなったことなどから、お知らせメールで周知をするとともに、JRからの要請を受け、道路迂回と案内のために職員を出動させておるところであります。

次に、4点目の清里町消防団春季消防演習についてでございます。

5月の22日に生涯学習総合センター駐車場にて開催がされております。新型コロナウイルス感染症の影響により、3年ぶりの開催ではありましたが、感染拡大防止の観点から、演習内容を記載の訓練に限定し、かつ来賓を町議会議員のみとさせていただき、実施をさせていただいたものでございます。当日は、消防団員51名、署員12名が出動をいたしたところであります。

次に、5点目の美幌自衛隊協力会総会及び記念碑除幕式についてであります。

5月23日、美幌駐屯地にて開催がされております。付議案件については記載の5件でありまして、5件ともに原案どおりに可決・承認がされたものであります。

なお、総会の終了の後、駐屯地前庭の緑地広場におきまして、美幌駐屯地創設70周年の記念碑の除幕式が挙行されたものであります。

次に、3ページを御覧ください。

6点目の北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会総会（書面総会）についてであります。

5月の23日付で提出がありましたそれぞれの付議案件は、記載の5件でございます、5件ともに原案どおりに可決・承認がされたものであります。

なお、⑤の役員を選任につきましては、任期満了に伴う選任でありまして、全員が再任されております。

次に、7点目の会計検査院第3局環境検査課実施検査の結果についてであります。

5月25日、会計検査院第3局環境検査課の総括副長と事務官により、環境省所管の平成28、29、30年の二酸化炭素排出抑制対策事業であります情報交流施設・きよーの地中熱利用設備の工事と、ケアハウスに係る太陽光発電及び温泉熱交換施設整備の実地検査が行われたものであります。いずれも何らの指摘もなく、終了をいたしましたところであります。

次に、8点目のオホーツク圏活性化期成会役員会及び定期総会についてであります。

5月28日、北見市ホテル黒部にて開催がされております。付議案件は、記載の7件でありまして、7件ともに原案どおりに可決・承認がされたところであります。

なお、⑦の役員補選及び専門委員会の構成につきましては、前大空町長が勇退されたことに伴い、私が理事に補選をされ、建設経済委員会委員長に選任がされたところであります。

次に、9点目のオホーツク圏活性化期成会要望活動についてであります。

5月の28日、ホテル黒部にて、田畑総務副大臣の来訪に合わせ、総務省所管となる記載の重点4項目について辻会長以下会員全員にて要請活動を行ったものでございます。

次に、4ページをお開きください。

10点目の緑ダム発電所の落成式の開催についてであります。

6月1日、緑ダム発電所にて開催がされております。本施設につきましては、緑ダムを活用した発電事業により生じた売電収入をもって、国営畑地かんがい水利施設の維持管理負担金を軽減することを目的に、道営事業にて実施をしていたものでございまして、この5月末日で工事が竣工し、6月より供用が開始されることとなりましたので、北海道、北海道開発局、地元代議士、道議会議員をはじめ関係1市4町の首長と議会議長の出席を頂き、代表町の清里町において落成式を挙行させていただいたものであります。

施設の諸元は記載のとおりでありまして、最大有効出力499キロワットアワーを有する横軸フランシス水車と送電線網を整備いたしましたところであります。

次に、11点目の斜里地区消防組合議会第2回臨時会についてであります。

6月3日、斜里町総合庁舎3階の議事堂にて開催がされております。付議案件は、記載の6件でありまして、6議案ともに原案どおりに可決・承認がなされたものであります。

次に、12点目の小麦乾燥調製貯蔵施設増設工事の竣工式についてであります。

6月10日、令和2年度の産地生産基盤パワーアップ事業にて、明許繰越事業として実施されておりました清里町農協の小麦乾燥調製貯蔵施設の増設工事が完了し、関係者出席の下、竣工式が挙行されたものであります。

工事概要につきましては、記載のとおりでありまして、荷受調整棟とサイロ棟、750トンサイロ4基が増設されたものでございます。

次に、13点目の女満別空港整備・利用促進協議会総会についてであります。

一昨日、15日、オンラインにて開催がされております。付議案件は、記載の6件でありまして、6議案ともに原案どおりに可決・承認されております。

なお、⑥の役員の選任につきましては、任期満了に係る選任でありまして、全員が再任をされたところであります。

次に、5ページを御覧ください。

大きな2の主要事業の執行状況についてであります。

1点目の農作物生育状況につきましては、別紙資料により御説明を申し上げますので、7ページをお開き願いたいと存じます。

6月15日現在の農作物の生育状況であります。先日、農業改良普及センターより報告を頂きましたので、御説明を申し上げます。

まず、気象の推移と特異的な事項について申し上げます。

今年は、春耕期の4月中旬以降、5月の下旬にかけて高温少雨で干ばつ気味に推移し、地域においては強風に見舞われ、てんさいを中心に一部風害による被害が発生をいたしております。また、5月28日以降は多雨曇天と極端な低温に推移し、豆類やデントコーンなどのコーン作物、特に豆類、デントコーンなどについては停滞気味に推移しているとのことでございます。

それでは、作物ごとに生育状況を御報告申し上げます。

秋まき小麦、きたほなみにつきましては、草丈は平年値を上回っておりますが、莖数では下回っており、生育の遅速では1日早くなっております。出穂そろいとなっておりますが、低温により出穂の停滞が見られるとのことでございます。また、今年は縞萎縮病の発生が少なく、圃場間での大きな変動がないとのことでもございます。

次の春まき小麦、春よ恋につきましては、草丈、葉数、莖数ともに平年値を上回っております。止葉期で生育の遅速では2日早くなっております。低温により、生育はやや停滞しているとのことでございます。

次のバレイショ、コナヒメであります。莖長は平年をやや下回っておりますが、莖数は平年並みであります。萌芽そろいで、生育の遅速では1日早くなっているとのことでもあります。

次に、てんさい、パピリカにつきましては、草丈は平年を下回っておりますが、葉数は平年並みでありまして、生育の遅速はございません。低温により生育が停滞しているとのことでもございます。

次に大豆、とよまどかであります。莖長、葉数ともに平年値を下回っておりまして、出芽そろいで生育の遅速では1日遅く、出芽の良否は良とのことではあります。低温により出芽以降の生育は停滞しているとのことでもございます。

次の小豆、きたろまんにつきましても、莖長、葉数ともに平年値を下回っており、出芽期であり、生育の遅速では7日遅く、低温により出芽は大幅に遅れております。現時点では出芽はそろっていないために、発芽の良否の判定はできない状況にあります。

次にトウモロコシ、サイレージであります。草丈、葉数ともに平年を下回っております。出芽そろいで、生育の遅速では2日遅く、低温により生育が停滞しているとのことでもございます。

次の牧草、チモシーの一番草につきましては、草丈が平年を上回っておりまして、出穂初めで生育の遅速では2日早いとのことでもあります。

なお、作業の進捗では、一番草の収穫始めでありまして、6日早くなっているとのことでもあります。

以上、農作物の生育状況について報告をさせていただきました。

5ページにお戻りいただきたいと思います。

次に、2点目の議決工事の令和4年6月15日現在の工事の進捗状況についてであります。

初めに、令和3年度の繰越事業であります清里外1地区農業集落排水事業処理施設改修工事につきましては、記載の工期・工事内容にて実施がされております。進捗状況は、電気設備の製作中でありまして、進捗割合では50%となっているところであります。

次の令和4年度の除雪トラック更新事業につきましても、記載の工期・工事内容により実施がされております。進捗状況は、車両本体の製作中でありまして、進捗割合では10%となっているところであります。

なお、次のごみ処理運搬車等更新事業につきましても、記載の工期・工事内容により実施がされております。進捗状況は、車両本体の製作中でありまして、進捗割合は10%となっているものであります。

次に、6ページをお開きください。

大きな3の主な会議・行事等の報告についてであります。

まず、農業関係機関代表者会議であります。6月2日、役場3階各種委員会室にて開催がされました。記載の農業関係機関代表者におきまして、令和3年度の国、北海道、町における農業関係事業の実績と、令和4年度の事業計画について説明をした後に、各団体からの情勢提供に併せて意見交換が行われたものであります。

また、当日は、畜産クラスター協議会並びに地域農業再生協議会が開催されておりまして、関連事業の報告及び事業計画の内容について説明をさせていただいているものであります。

次の清里町防災会議につきましては、6月6日、役場3階各種委員会室にて開催がされたところであります。本防災会議につきましては、災害対策基本法において、会議の設置等所掌事務及び組織が規定されておりまして、本町の災害の実情と対策への万全を期すために、記載の項目について御審議をいただいたものであります。

次の国民保護協議会につきましても、6月6日、役場3階各種委員会室にて開催がされております。本国民保護協議会につきましても、武力攻撃等事態における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定に基づき、本協議会の設置と組織及び運営に関し必要な事項が定められており、国民の保護及び措置に関する記載の事項について御審議をいただいたものであります。

次に、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会についてであります。6月9日、1市4町の首長の出席の下、斜里地区中央管理所にて開催がされております。付議案件は記載の4件でありまして、4件ともに原案どおりに可決・承認がされたものであります。

以上申し上げ、町長の一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、町長一般行政報告を終わります。

●日程第5 教育長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第5、教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

○教育長（岸本幸雄君）

教育長一般行政報告を申し上げます。

1点目、主要事業報告であります。

1、新型コロナウイルス感染症への対応について、清里町学校給食センターの学校給食の休止についてであります。

センター従業員の新型コロナウイルス感染により、6月14日火曜日から17日金曜日、本日までの4日間、学校給食センターを閉鎖し、保育所、幼稚園、小中高校への給食提供を休止いたしました。

今回休止といたしました経緯につきまして、御説明を申し上げます。

最初に、先週6月6日月曜日に、従業員1名の感染が確認されました。保健所による調査の結果、他の従業員に濃厚接触者はいなかったことから、直ちに施設の消毒作業を行い、翌日からも給食の提供を行っておりました。

なお、他の従業員につきましても、簡易抗原検査を実施した結果は、全員陰性でありました。

その後、今週13日月曜日に新たに従業員1名の感染が確認されました。当該従業員についても、保健所による調査の結果、他の従業員に濃厚接触者はなく、簡易抗原検査の結果も全員陰性でありましたが、先週の1名に続き2人目の感染者が出たことから、安全安心な学校給食の提供が難しいと判断し、4日間の休止とした次第であります。

なお、その後、昨日までに残りの従業員が、小清水赤十字病院において再度の検査を受けたところ、新たに2名の感染が確認されました。このため、既存の従業員では人員が足りないため、調理を委託しております業者に応援要員を派遣していただき、20日月曜日から一部献立を変更し、給食を再開する予定としております。

この間、子供たちはお弁当持参の対応となり、保護者の皆様には大変な御負担をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。また、町民の皆様にも御心配をおかけしておりますことに対しましても、重ねておわびを申し上げます。今後、このようなことにならないよう、従業員の健康管理と感染防止対策に十分留意をし、安心安全な学校給食の提供に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目、主な会議・行事等の報告であります。

1点目、ことぶき大学入学式・開講式について。

5月20日、プラネットにおいて、令和4年度のことぶき大学入学式・開講式が行われました。新型コロナウイルスの影響によりまして、一昨年は3か月遅れの8月開催となり、昨年は5月に開催をいたしました。いずれも参加者を絞っての縮小開催でありました。今年は、例年どおり御来賓の方々の御臨席の下、大学総長であります櫛引町長の挨拶、御来賓を代表されまして田中町議会議長様の御祝辞、1年間お世話になります講師の方々の御紹介の後、今年度の新入学生3名の紹介が行われました。今年度は、学生総数56名により、来年3月までのことぶき大学がスタートいたしました。

2点目、第45回斜里岳ロードレース大会実行委員会について。

5月27日に、プラネットにおいて、本年度第1回目の実行委員会が開催されました。本大会につきましても、新型コロナウイルスの影響により、昨年、一昨年の大会は中止となりました。

本年度の開催につきましては、実行委員会において、町内各団体の代表者の方々からの御意見

を頂き、協議をした結果、感染防止対策をしっかりと取りながら開催することとしますが、本大会につきましては、清里小学校全校児童の参加をはじめ、幼児から中高生まで多くの子供たちが参加をする大会であることから、より安全面の確保を優先し、参加対象を町民限定とし、安心安全の中実施することと決定した次第です。

開催日時は、9月18日曜日9時15分スタートで開始し、種目につきましては、ハーフマラソンの部を取りやめ、大会コースについても短縮・簡略化をし、競技役員等のスタッフの人数を縮小することで、少しでも感染リスクの少ない形での大会運営を行ってまいりたいと考えております。

本来であれば、大会の目的として、町内外からたくさんのランナーの御参加を頂き、交流人口の拡大による地域振興にも寄与するイベントとして開催できることが望ましいわけではありますが、もう一つの目的でもあります子供たちをはじめとする町民の体力づくりと健康増進のために、このような形で実施してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様の御理解と大会実施に際しましての御協力をお願い申し上げます。

次に、裏面に参りまして、3、教育委員会の開催状況であります。第4回教育委員会が5月26日開催され、記載の案件について審議・決定されております。

以上申し上げます、教育長一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、教育長一般行政報告を終わります。

●日程第6 報告第1号

○議長（田中誠君）

日程第6、報告第1号、令和3年度清里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ただいま上程されました報告第1号、令和3年度清里町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の定めにより、議会への報告を行うものでございます。

次のページをお開きください。

今回繰越しを行ったのは、2款総務費、2項戸籍住民登録費、戸籍登録住民事務事業、2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症対策費、子育て世帯への臨時特別給付金事業、2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症対策費、非課税世帯臨時特別給付金事業、5款農林水産業費、2項農業振興費、産地生産基盤パワーアップ事業、以上の4事業でございます。

総事業費の合計であります。5,765万2,000円でありまして、全額を翌年度繰越額とするものであります。繰越額のうち約8割が農林水産業の産地生産基盤パワーアップ事業が占めておりまして、世界的な半導体不足の影響による農業機械の導入の遅れ、これによりまして翌年度繰越しとなるものでございます。未収入特定財源は、事業費同額の5,765万2,000円でありまして、全額国・道支出金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第1号、令和3年度清里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わらせていただきます。

●日程第7 報告第2号

○議長（田中誠君）

日程第7、報告第2号、令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（北川実君）

ただいま上程されました報告第2号、令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法施行令の定めによりまして、議会への報告を行うものでございます。

次のページを御覧ください。

繰越計算書につきまして、御説明申し上げます。

今回繰越しを行いましたのは、令和3年度農業集落排水処理施設機能強化事業の工期延長に伴う繰越しでございまして、2款事業費、1項農業集落排水事業費、農業集落排水施設整備事業で、事業費1億2,784万2,000円のうち、7,784万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。財源といたしましては、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金3,892万1,000円、町債3,700万円となっておりまして、192万1,000円につきましては、収入済みとなっております。

同じく2款事業費、1項農業集落排水事業費、下水処理事業、事業費120万円でありまして、その全額を翌年度に繰越しいたします。財源につきましては、全額一般財源でございます。

3款公債費、1項公債費、一時借入金利子30万円につきましても、同様に繰越しを行います。財源といたしましては、一般会計繰入金より全額収入済みとなっております。

合計で、事業費1億2,934万2,000円のうち、7,934万2,000円を繰越しいたすものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第2号、令和3年度清里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終わらせていただきます。

ここで、10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時20分

○議長（田中誠君）

休憩を解いて会議を開きます。

●日程第8 一般質問

○議長（田中誠君）

日程第8、一般質問を行います。発言を許します。古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

それでは、さきに通告しております、暮らしの安心を支える地域福祉の推進と在り方について、超高齢化と少子化が急速に進む中での清里町の実態、加えて新型コロナ禍で浮かび上がってきた新たな課題を踏まえ、地域福祉の推進体制と仕組み、高齢者の生活見守りと支援強化、児童福祉と子育て支援の3点について、地域福祉推進の視点からの取組、今後どのように進めていかれるのか、町長の所見をお伺いしたいと存じます。

御存じのとおり、平成12年の社会福祉法の制定により、あらゆる福祉を地域福祉という考え方で展開していくことが、法律上位置づけられ、つまり社会福祉の共通の、基本的な展開と推進の中核が、地域福祉にあることが確認されております。

従来、ともすれば、国や都道府県の福祉行政の下請的な意味合いで捉えがちでしたが、本法律の制定以降、様々な関連法令の改正が行われ、基礎自治体である市町村の果たす役割の重要性が大きく増し、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として、日常生活を営むことができること、そして社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加できるようにすることを基本とした、地域福祉施策が求められていると理解しているところでございます。

障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、福祉サービスを必要とする人が、身近な地域で、その人らしく、安心した生活を送ることができる地域社会の実現があってこそ、一人一人が尊厳を保持し、自立して地域社会で暮らしていくことが可能になるということを、地域福祉の基本に据えたと、私自身は理解をしているところでございます。

このような地域社会の実現は、福祉サービスの提供だけで実現できるものではなく、様々な分野のサービスの適切な提供、インフォーマルな活動、日々の暮らしの環境や制度の改善と整備、住民理解、支援の広がりなどが必要とされ、共生できる地域社会へのシフト、つまり住み慣れた地

域で自分らしく暮らすための体制として、支援の包括化、地域連携、ネットワークづくりなどに、清里町もこれまで積極的に取組を進められ、社会福祉協議会をはじめ、福祉関係団体、自治会や地域ボランティアの方々、さらには福祉の現場で日夜働いておられる職員の皆さんも、相当な御努力をされてきていると、深く感謝を申し上げるところでございます。

しかしながら、一方でこうした様々な取組や努力にもかかわらず、私たちの予想や想定をはるかに上回る超高齢化と少子化を伴う人口減少により、新たな課題が現出している。

地域力や支え合う力の減退と帰属意識の低下など、地域社会の脆弱化、加えて、従来も言われていましたが、新型コロナ禍で一層進んだと思われる高齢者の皆様の孤立化や孤独化などの実態、共働き世帯や核家族化、独り親世帯の増加に伴う子育て支援など、高齢社会を障がい者福祉、子育て支援、生活困窮者等、様々な分野において、地域福祉の視点に立って、地域全体で支える力を再構築することが求められていることは、町長も認識を一にさせていただけると考えるものでございます。

そうした観点に立ち、以下の3点について、町長の所見をお伺いするものでございます。

まず、1点目は地域福祉の推進体制と仕組みについてお伺いをいたします。

現在、役場の行政組織として保健福祉課が保育所、子育て支援、保健指導、福祉相談業務等の現場を含む広範囲かつ緊急的な業務を、4グループ体制で担っている実情にありますが、保健師の慢性的な欠員状況や専門職の確保の難しさ、加えて新型コロナワクチン接種等の対応、子育て支援の新たな取組、高齢者介護サービスの調整を含め、職員の皆さんに過重的な業務環境が生じていないか、強く懸念をするものでございます。

日常業務だけでも大変な状況の中、臨時的、さらには喫緊の業務が、町民誰の目からも明らかに増加しており、全庁的な庁舎全体としての協力体制の中で、職務が遂行されているとはいえ、現状の体制が与えられた職務をしっかりとこなしていくことができる人員配置や組織体制にあるのか、大変心配をしているものの一人でございます。

地域福祉行政の重要性と喫緊の課題が急激に増している観点から、組織や業務体制の見直し、充実に向けた迅速な取組を行うことが必要と考えるところでございますが、町長の認識と推進体制の在り方についての所見を、まずお伺いするものでございます。

また、過去の一般質問でも触れておりますが、指定管理と多くの福祉サービス事業の受け皿となっている社会福祉協議会の業務の拡大と肥大化、これは介護や福祉サービスの需要や制度の改正により、町内に他の民間の受け皿がない実態を背景に、町からの委託事業がほぼ全て受けざるを得ない状況から生じたものであり、今後も引き続き、社会福祉協議会が地域福祉の中核として、重要な役割を担っていただかなければならないと考えるものでございますが、法人化以降の時代の経過や業務の拡大、従事される職員数の人数を考えると、組織体制の見直し、強化などをどのように進めていくかということも、地域福祉の展開の上では、非常に重要となるものであり、今後併せて町の立場として、どのように考えていくのか、町長の所見をお伺いするものでございます。

2点目は高齢者の生活見守りと支援強化についてお伺いをいたします。

高齢者の皆様につきましては、3年目に入った新型コロナ禍の中で、孤独化や孤立化が大きく高まったと言われております。

清里町においても、こうした懸念を払拭すべく、社会福祉協議会や自治会、民生・児童委員の皆さん、地域ボランティア等、多くの方々の連携の下、訪問や相談を含めた見守り、こういったことが行われると受け止めております。

とりわけ、拡大する新型コロナ禍にあっても、また緊急事態宣言下においても、社協や老健、特養、役場等の福祉現場で働いている皆さんは、自らや家族への感染のリスクなどを背負いながらも、日々の職務に加え、在宅高齢者の訪問や夏場は水の配布、買物代行などの仕組みをいち早く立ち上げるなど、本当に懸命な現場での働きをされている状況につけ、重ねて感謝とともに敬意を表するものです。

町では現在、新たな成年後見制度の対応や、令和4年度においては、ハイヤーの助成制度の大幅な拡充を行っていること承知するところでございますが、実態としては、なかなか高齢者の皆さんの生活不安が解消されていない、逆に増している実態にあると、私は捉えております。

加えて、多くは触れられておりませんが、高齢者の皆さんの経済的な格差というものも、地域実態として存在し、年金、医療、介護などの面での将来への不安が増すとともに、日々の暮らしの保持に対する不安も増している。そういった状況にあると考えるものでございます。

高齢化福祉計画等々の計画策定において、様々なアンケート調査、意向調査が行われ、通院や買物の交通手段の確保、冬季の除雪、在宅介護における生活支援の充実、認知症への対応、地域見守りや交流機会の確保など、生活課題や要望の抽出が行われ、計画レベルにおいては、施策として反映をされていますが、実際の施策の実行、現場レベルでの、懸命な職員の皆さん取組がなされている、一方では、日々の安心を支える基本的な部分での政策対応が、十分な点に至っていない、または欠けている部分が残されている。そういった分を強く懸念するものでございます。

特に、日々の暮らしの安心に直結する高齢者の皆さんの生活見守りと、支援強化についての現状認識、さらには今後の取組強化の必要性について、町長の考えをお伺いするものでございます。

最後に3点目として、児童福祉と子育て支援についてお伺いをいたします。

今般、国においては、こども家庭庁を発足させ、子供政策の強化と縦割り行政を排除して、新たな取組を進めようとしておりますが、清里町においても、昨年10月に子育て世代総括支援センターが、保健福祉総合センター内に設置され、子育てに関するワンストップ支援拠点として、相談と支援を一体的に取り組む体制が動き出すとともに、認定こども園への整備に向けて、準備が進められていると認識するものでございます。

毎年、出生する子供たちの数が30名、時には30名を割る、こういった状況で推移し、様々な支援対策を講じながらも、実態的には、少子化と人口減少に歯止めがかからない状況を踏まえ、児童福祉と子育て支援については、医療費、保育料、給食費の実態的な無料化などの経済的な支援に加え、保育と支援の質の向上へと、施策シフトしていくことが、当町においても、強く求められる状況にあると捉えているところでございます。

清里町においても、平成24年に成立した、いわゆる子育て関連3法に基づき、現在、令和2年度から令和6年までの5か年を計画期間とする、第2期子ども・子育て支援事業計画をもって、施策事業の展開に当たっていると認識するものでございますが、施設整備や拠点整備にとどまらず、新たな制度においては、教育・保育施設を利用する子供の家庭だけではなく、全ての子育て家庭対象に、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させることが、必要とされていることは御存じのとおりと考えます。

今年度、ファミリーサポート事業の子育てサポートの担い手確保対策として、報酬補助金の見直しが行われていますが、端的に申し上げますと、期待としてはあるでしょうが、認定こども園の開設によって、全ての子育て支援の課題が解決されるということではなく、まず、現行の児童福祉事業や保育所、子育て支援センター、学童保育、さらには、昨年10月から活動を開始している、子育て世代総括支援センター等の取組の強化、さらには、見直しと人的資源の投入等により御先

(みさき)となっている障がい児保育やデイサービス事業などを含め、児童福祉と子育て支援事業の充実に、施設整備を待たずしても取り組む必要性があると考えるものですが、児童福祉と子育て支援に対する事業強化の必要性について、町長の所見をお伺いをするものでございます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは、ただいま、古谷議員より頂きました一般質問、暮らしの安心を支える地域福祉の推進と在り方について、お答えを申し上げたいと存じます。

先ほどもありましたように、平成12年に、地域における社会福祉の推進を図るための社会福祉法が、制定がされたところであります。制定の趣旨については、議員もおっしゃられた内容であります。私もそのように認識をしている次第であります。

この法律の制定によりまして、行政がサービスを決定していた、今までの措置というやり方から、利用者がサービスを選択する支援へと、利用者主体に移転がされたと思っております。行政と社会福祉法人だけの限られた、従来からの福祉ではなく、地域住民はもとより、社会福祉事業者や団体などが参画をしながら、地域の福祉課題の解決に取り組むことが求められてきたと思っております。

さらに、平成30年の4月の改正におきましては、子供、それから高齢者、障がい者など、全ての人方が地域で暮らしや生きがいをともにつくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化、多様化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の整備が努力義務化されたところであります。

その中で、属性を問わない相談支援、さらには参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進し、高齢者、障がい者、子供、ひきこもり、そして生活困窮などの分野で、分断されない支援を行うための重層的な支援体制の整備が必要とされているところと、理解をしております。

それでは、御質問の1点目の地域福祉の推進体制と仕組みについての御質問に、お答えをしたいと思います。

福祉行政の中心的な役割を担っております、行政面での担当所管については、保健福祉課であります。この保健福祉課においては、令和3年に妊娠期から子育て期及び障がい児の就労支援にわたるまでの多様なニーズに対し、切れ目のないきめ細やかな総合的な支援体制を提供するための子育て世代包括支援センターを設置をし、現在は4つのグループにより、多様な課題に取り組んでいるところであります。

一方、地域福祉は国による新たな施策の展開によりまして、年々その複雑さを増しております。その内容もより専門的、多様化がさらに加速度的に進んでいるところでありますし、施策の実践の多くを、住民に最も近い身近な基礎的自治体、いわゆる市町村に委ねるようになってきているのも事実であります。

そうしたことから、業務の過重は年々進んでおりますし、新型コロナ対策など予期せぬ業務への対応などもあります。これまでの体制では、対応しきれないような場面が出てきていることも、現実と捉えているところであります。

また、今国会で、議員からもありました、こども家庭庁が成立をいたし、そして明年の4月にこども家庭庁が発足をするということから、子ども・子育て政策がさらに一段と加速化していくことが予想されているところであります。

加えまして、地域福祉においては、ひきこもりや生活困難な方の多様な要因が、複雑に絡み合っている場合が、非常に多いわけでありまして、これらに対しては、重層的な支援による課題の解決を図っていかねばならないものと、認識するところであります。

こうした新たな施策の展開に対応していくためにも、業務や組織体制の再点検と見直しを進めていかねばなりません。そうした中であっても、組織の形だけを変えてみても、中身であります、人員、要はマンパワーがしっかりと、整わなければ意味を解さないものになってしまいますので、これら組織体制や業務の見直しに併せながら、適切な人員と専門・資格職の配置について対応をしなければならぬと考える次第であります。

つきましては、地域福祉に関わる各種施策を推進するために、不可欠でもあります保健師、保育士、社会福祉士などの資格職につきましては、現在、絶対数が不足をしておりますので、新規採用者の募集を行っているところでありますが、なかなか現実として応募を頂けないというのが実情でございます。

せんだって、このために、保健師や福祉士については、これら資格職を養成する学校に職員を訪問させまして、内容的には就職の依頼と、さらに学生たちが卒業先のどういうところに就業を希望しているのか、またどのような支援策を必要しているのかなどについても、詳細について伺ってきたところでありますので、今後において、人材を呼ぶための施策にも、それらの内容をつなげていきたいと、考えているところであります。

次に、御質問の社会福祉協議会の業務や体制の件であります。社会福祉協議会は地域福祉の推進を図る主体的な組織でありますので、今後とも中心的な役割を担っていただけるよう連携を一層強化する中、組織体制の強化に向け支援、協力を推し進めていく所存でございます。

現在、町からの福祉サービス事業や地域包括支援センター業務をはじめ、指定管理制度によるケアハウスきよさとと老健きよさとの管理運営をいただいているところでありまして、社会福祉協議会本部と居宅や訪問介護事業所職員と合せ、職員の、施設職員も含めた総数は80名を超える大きな組織体となっているのが現状であります。

こうしたことから、社会福祉協議会には、各種の福祉サービスの提供とともに、本町の地域福祉の一翼を担っていただいていることに対しまして、改めて心から感謝を申し上げる次第であります。

そうした中でも、地域包括支援センターにつきましては、地域の高齢者の総合相談や高齢者虐待への実践的な対応、そして介護予防、ケアマネジメントなど、高齢者を包括的に支援することを目的とした、地域包括ケアシステムの中核的な機関であるとともに、近年では重層的支援体制を構成する重要な機関の一つとされておりまして、今後さらに個別化、多様化する福祉課題に対し、町の方針をより積極的に施策に反映させるために、社会福祉協議会との連携を一層強化する中、組織体制の在り方についても、十分に検討してまいりたいと考える次第であります。

次に、2点目の高齢者の生活見守りと支援強化についてであります。

長引くコロナ禍は、社会や経済だけではなく、地域コミュニティーや支援の体制にも大きな影響を与えております。令和3年度の地域ケア会議の総括の中にもあります、コロナウイルスの拡大の中における町民の安全を守る一方で、支援を制限せざるを得ない状況があったことなど、また、家庭との関係がうまく構築できていない事例、さらには支援者がいないケースなども報告が

されております。

また、所管で対応した関係では、認知症を起因とする捜索、状況確認が2件ありました。さらには転倒などにより、自宅で動けなくなっているところへ出向いて救助した事例も3件、さらには停電などの在宅酸素利用者への安否確認、これらについてもありまして、新たな相談としてひきこもりに関する件についても2件ほど発生をしているところであります。

いずれのケースにおいても、地域の方々や支援者の気づきなどによりまして、最悪の事態は避けることはできましたが、地域における支える側の現状、身寄りがいない方、家族や人とのつながりがいない方の支援の困難さ、個々の多様な生き方や障がいなどを受け入れるための体制、スキルの不足、支える側の理解の不足などの課題につきまして、改めて認識をさせられたところでもございます。

こうした課題や問題を少しでも未然に防げるように、高齢者訪問、障がい者訪問において、リスクの高い対象者に対しては、地域包括支援センターとの連携強化、障がいにおいては、サービスの調整や基幹相談支援センター、昨年10月に網走に開設がされております。これは1市4町での開設となっておりますので、こうしたところへの同行訪問などを行いながら、対応をいたしているところでありますが、これらについても、全てを網羅できるまでには、まだ至っていないのが現状と認識をしているところであります。

さらに、コロナ禍において、孤立化が進む現状に対応いたしまして、社会福祉協議会では、高齢者の集いの活動が厳しくなっておりますそうした地域において、巡回型の高齢者カフェをモデル的に実践するなどの活動を進め始めております。

見守りにおいては、こうした活動、一つ一つの積み重ねが次の時代において大きな効果を生み出すものと、強く認識をし、期待をしております。

コロナ禍感染症がいまだに終息を見通せない状況ではありますが、社会は既に、ウイズコロナ、アフターコロナに向けて急速に動き出しております。

清里町における高齢化率は、5月末現在で38.9%となっております。町民の3人に1人以上が高齢者となっている現在、高齢者の課題は、高齢者のみの課題ではなく、地域全体の生活課題であるとの認識の下に、災害などの緊急時における真に支援が必要な方々に対し速やかに支援に移れるよう、弱者名簿をシステム化するなどの基礎的資料の整備と併せ、人口や企業、団体などが年々減少していく中で、コロナ禍における生活洋式の変化の下、将来にわたり切れ目のない支援を行っていくためには、関係団体との連携の下に、地域共生社会を目指した支援の在り方を、検討していかなければならないものと考えております。

次に、3点目の児童福祉と子育て支援についてであります。

国におきましては、子供の福祉、保健の支援、さらには権利利益擁護の一元化、年齢や制度の壁を克服した切れ目のない支援を行うための子供政策の司令塔となります。こども家庭庁をこの4月に設置をすると、先ほど申し上げたとおりでありまして、これに伴って、子ども・子育て施策は、これまで以上、より多様で、より専門的になることが想定をされるところであります。

特に、児童福祉の分野では、母子保健分野の子育て世代包括支援センターと、さらには、児童福祉分野であります子ども家庭総合支援拠点を統合した、こども家庭センターの設置が、家庭環境支援の強化をそれぞれ国は検討しているようでありまして、地域においても、こども家庭センターの設置に取り組んでいかなければならないと考えております。

こうした施策の展開に対応していくために、やはり専門の職員、資格職などの人材を確保し、個々の多様なケースに対応できるような体制の整備と人材の育成が重要である、そのように考え

ております。

今後、子ども家庭福祉ソーシャルワーカーなど、新たな資格職の創設も考えられておりますので、そうした資格職がすぐに清里町で確保できるかという、これについてはかなり疑問があるところではあります。こうした方に向けても、取得に向けた努力を引き続きしていきたいと考えております。子供一人一人の状況に対応して、そうした人材の配置と組織体制の整備を進めてまいりたいと考える次第であります。

なお、子育て支援につきましては、今年度、子育てサポートセンターの活性化を目指して、補助金等の支援の強化を行ってきたところでございます。会員のさらなる拡充に向けた周知活動などについても、行っているところでございます。

また、障がい児保育につきましては、知的発達障がいに類する子供たちにつきましては、これまでも可能な状態において、受入れをしてきたところであります。昨年は1名の身体障がい者が、体験で保育所に通所をいただいたところであります。

今年においても、今、新型コロナの関係で、これからということになりますが、通年で預かっていけるよう、御両親と協議をしているところであります。今の体制の中で、可能な部分については、積極的な対応をしていきたいと思っております。

いずれにしても、今後は、こども家庭庁創設による新たな子ども家庭支援の施策を注視をしていながら、事業の実施及び体制の構築について、できる限り進めてまいりたいと考える次第でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、申し上げ、1回目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

それでは、限られた時間なので、再質問させていただきたいと思えます。

今、町長から種々御答弁いただいたんですけども、基本的な理解としては、現状の課題とか、そういったのについては十分、共通的なものである。ただし実態として、なかなか今後、こども家庭庁もそうでしょうし、いろんな認知の問題もそうでしょうし、ひきこもりもそうでしょうし、精神障がい、新たな分野のいろんな対応もそうでしょうけれども、改めてそういった大きな課題がたくさん、地域の中で抱えているんだ、そういった認識についても、共通されて、そういった中で、特に人材とか組織の在り方についても、何とかしなくちゃいけないけども、なかなか前に行かないのが実態なんだという答弁の内容じゃなかったのかと、私自身は今理解した。

ただ、私も、議員もそうでしょうし、町長も今の任期というのは来年の3月まで、あれやれこれやれという話をするつもりは、全くありませんけれども、もう一度福祉行政、地域福祉の行政が、やはりまちづくりの真ん中に置かって、その必要性について、この再質問の中で幾つか確認をさせていただいたり、所見をお伺いしたいと思えます。

1点目の地域福祉の推進体制、行政組織の関係の中で、町長認識のとおり、重層的で包括的な支援というものは、今、地域で求められている、そういった中で、非常に具体的に人材の確保というのは難しい、学校訪問、大学訪問等やっているという実態も聞いております。また、総務課長のほうからは奨学金の返還制度等含めた分での財政的支援も新しい方向性も、今後は検討の課題になるかもしれないという話も伺っていますし、保健福祉課長からも実態的な取り組みの進捗

についても、一部お聞かせいただいておりますけれども、やはり包括化とか、重層化と、合理化との違いということ、もう一回きちんと押さえられて、そういった中で、非常に多様化、多層化したものにどうアプローチしていくかという部分について、特に人材の確保については、先ほど町長がおっしゃったとおり、組織を触ったって、人材がいなければ動かない、そういった人材をなぜ、当町は確保、これほどできないのか、その現状認識はどこにあるか、まずお聞かせ願いたい。

非常に厳しい言い方ですけど、やはりそのまちで、どういったまちづくりが行われているか、福祉現場でどういった取組が行われているか、そこにしっかりと魅力を感じるのかとか、きちんとそこで働く仕組みを支えてくれるまち全体の仕組み、行政の仕組み、社協の仕組み、地域の仕組み、それから地域の理解があるのか、これが非常に大きいんじゃないかと、私は個人的に感じるころなんですけど、町長自身はなぜこういった人材の確保が、当町においては極めて厳しい状況がずっと続いているのか、その原因はどこにあるのかという認識を、まずお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいま頂きました御質問であります、まちづくりの中心は、御案内のように、地方自治法にもあります。行政の役割は地域の福祉の向上にあると、これが明記されているわけでありまして、当然において、そういう方向性で進めていかなければならぬと考えるところであります。

特に、これからの清里町を担っていただく子供たち、しっかりとふるさとを愛して、ふるさとの将来に向けて成長していただくように、育てていかなければ、これは一家庭の問題だけでなく、地域社会全体での課題であると捉えておりますし、また今まで清里町を育てていただき、発展させていただいた先輩、要は高齢者になってきているわけでありますから、こういう人方とも連携をしながら、明日の清里に向けた体制づくりしていかなければならぬと思っている次第であります。

そうした中で、やはりそれらを支えていく職員体制がしっかりしていかなければ、進んでいかないわけでありまして、そのためには組織のしっかりと、それぞれの時代、時代に合う見直しと体制づくり、業務の展開についても考えていかなければならないと思っております。

そして、また、それを支える専門的な職員の配置、資格職の配置も併せて進めていかなければなりません。

ただ、先ほども御答弁申し上げましたように、現状としたときに、通年的に募集作業は行っているんですが、そうした支えていただける資格職の皆さん、なかなか応募頂けない。これは一概にこれだから応募してくれないんだという、そういう単純なことではないと、私は思っておりますし、ただ、これも清里町のみがそういう状況で応募頂けないのかということでありまして、決してそういうことでなくて、時々新聞の職員の募集欄には、そういう資格職の募集、各町村で、今しを削ってやっているというのが、現状ではないかと思っております。

今の時代ですから、どうしても地方に来られる、地方に目を向けていただける子供さん方が少し少ないのかな、その魅力はどこにあるのかな、一般の前に若い人に聞いたとき、「清里町、札弦とか緑にコンビニもないしね」極端に言ったら、そういう話も出てくるというようなことありますから、やはりそれを都会並みに云々ということにもなりませんので、新たな魅力を別に考

えていかなければならないのかなとも思っております。

いずれも、そういうことで、ないないという話にもなりません。そういう意味において、職員もせんだって派遣をしながら、子供たちのそういう希望内容等についても、聞き取ってきておりますので、採用に向けた、そういう努力をさらに続けていきたいと考えております。

議員の質問に答えられていないかもしれませんが、現状としてそういう状況の中で、今推移しているということであります。さらに一歩踏み出せる、そういう支援策についても今後早いうちに整備をしながら、また議論をさせていただければと考えるところであります。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

何か理由は、これだというものなかなか言えないという状況だと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、人が人材としてきちんと確保した上で、併せて並行しながら組織の在り方といったようなこと、どうやっていくか、特に保健行政と福祉行政、先ほど言いましたように、高齢者率が40%になっている。そこで子育て支援が重点化されていく、保育所という現場を抱えている。さらに高齢者の包括的なケアもやらなくちゃいけない。

そういった中で、今の4グループ体制だとか、保健福祉課という、そういった体制が今抱えている現状や課題だとか、人材の確保に向けて、それでいいのかっていうこともきちんと考えておく。今は目の前にある課題と、それから将来的に新しい動きの中にある課題、そして喫緊な課題、もう少し自由度の高いフレキシブルな組織体制やどこかに重点化をしていく。そういったことも含めて、組織論も含めて人材確保、そして養成。それと、人材についても専門職の資格を持っているから、新採ですすぐできるじゃなくて、やっぱり経験値がどうしても必要になっている。

櫛引町政になって、既に12年目を迎えているわけで、そういった一定のスパンの中で、5年とか、10年のスパンの中で、きちんと人材を育成したり、求めたりして来なかった結果として、今現状があるんじゃないか。そこを強く指摘させていただきたい。

したがって、先ほど、町長から答弁あったとおり、組織の見直しも含めて、今後抱えている新たな課題、そういったものに向けて、ぜひ重層的で総合的な行政、人材の育成・確保、ある意味ではジャンプするぐらいの気持ちでいかなければ、なかなか前に進んで行かない。これが実態ではないか、このように指摘をさせていただきたいと思います。

併せて、社協の組織強化、コロナ禍の前に、我々議会も、3年前になりますけれども、上砂川、産炭地の非常に高齢化、うちの町以上に非常に地域衰退が進んでいる。所管事務で見てきたわけなんですけれども、社会福祉協議会が法人化して今までの流れの中で抱えている業務、職員だって、80名を超えて、90名に迫ろうとしている、そういった状況の中、そして社会福祉の地域での実践だけではなくして、施設のマネジメント、そこにシフトせざるを得ないと、あれもこれもスーパーマンの仕事を社会福祉協議会が現状を担っている。非常に、私は大変だと思います。

そういった中において、具体的な日常的な施設経営だけではない部分においての福祉サービスの質というのは、誰が見てもやっぱり社会福祉協議会の力、これが地域福祉の力であることは、間違いないと。そこの在り方みたいなもの、時代の今後、今抱えている課題や将来に向けての課題の中において、理事会の在り方、評議委員会の在り方、職員体制、研修、そこに現場で働く職員の皆さんの資格研修だとか、現場研修も含めて、そういったのをしっかり町が担保したなかに

において、先ほど町長がおっしゃったような町の方針をしっかりとつかまえていただいで連携していく。

そういった形の中で、町の立場としてどういった方向を今後目指していくのかというのを、明確に、我々町民にも、そして主体となっている社会福祉協議会にもメッセージとして伝えて、具体的な施策に落とし込んでいく。そういったことが必要な時期にもう、その時期はもっと早かったと思うわけですが、今後さらにその重要性が増すという観点に立てば、しっかりとやっていく必要があるのではないか。このように考えるところですが、町長の改めて現状認識、考え方を確認をさせていただきたい、このように存じます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

2点の御質問と思います。まず1点目については、人材の育成、確保という部分であります。これらについては、私も非常に人材確保に懸念をしているところであります。

今後の福祉行政を進めていく上において、体制の整備、併せて人材の確保、ぜひ進めてまいらなければなりません。長期的な視点で、どういうふうに確保し、育成をしていくか、そこら辺についても、しっかりと対応できるように、関係方面とも、十分に相談、協議しながら進めていければなと思ってます。

ただ、役場の場合は、御案内のように、人事異動というのがあるものですから、一般職の中でも、そういう仕事に非常に明るい職員をつくっていくというためには、ある程度長期的に、その現場で携わっていただかねばならないということも出てまいります。

全てが配置の職員は、専門職であり、資格職であるということにならない場合があるわけで、そういう場合には一般職のなかから、ある程度長期的な視点で、その場所で育てていただく、育てていくという、そういう作業も含めながらやっていかなければなりません。

ただ、一面いろんな仕事を覚えてもらうという観点も、役場職員にはありますから、ある程度の人事を踏まえながら、いかにそれを効率よく、適正に人事をしていけるかという部分も含めながら、対応をしていきたいと考える次第であります。

それから社会福祉協議会の体制の関係であります。先ほども申し上げました、また議員のほうからもありましたように、今現在で施設の維持管理、運営を含めて、特に指定管理の部分でいきますと、老健きよさと、それからケアハウスきよさと、この2つが指定管理施設であります。

社会福祉協議会の職員のその多くが、そういう指定管理施設での別立ての業務を行っていただいているという職員がほとんどなのかなと。ただ、本部においても、今現在で17名の配置がされております。

業務は本当に、多様化、複雑化、そしてボリュームもすごく、ここに来て増えていると聞いておりますし、特に高齢者の見守り、また権利擁護だとか、新たな課題もどんどん発生をしてきております。

当然において、関係機関、その社会福祉協議会だけということではありません。全体として、社会福祉協議会が中心的な、最も中心的な役割をいただいておりますので、その部分を1番強化をしながら、どういうふうな形で連携をしていくスタイルがいいのかということも、しっかりと考えていかなければなりません。

基本的には、福祉施策全体について、町の大きな役割でありますから、そこをしっかりと対応するためにも、社会福祉協議会とは連携をより密にししながら強化をしていかなければならないものというふうに私も考えているところでありますし、また、それに向けて今までも取り組んできたという思いも持っている次第であります。

今後においても、そういうような方向性で進めさせていただければというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

なかなか、人事の関係については町長の専決事項ですから、ああだこうだとは申し上げませんが、やっぱり、職員としては、ジェネラリスト、浅く広く、あとは深くという部分で、特に、地域福祉、福祉に担う専門職の人材。先ほど言ったように、資格を持って、社会福祉の資格を持っているから、ケアマネジャーの資格を持っているから、何でもできるって。一定の経験値、それから地域の人たちの関係性、それと職員全体の関係性、福祉団体との関係性、そういったものを構築しながら育てあって、初めて一人前の仕事ができるんであって。やはり、もう少し、人材の育成の考え方だとか、そういったことも含めて、単純に役場の一般人事とは違うということも含めながら、当然認識されていると思いますけども、今後も取り組んでいくことが必要ではないか。

それから、これは答弁要りませんけども、社会福祉協議会についても同じであって、これだけの規模になったとき、ほかの町、大抵見ていけば、当然、常勤の専務理事や常務理事がいて、組織全体のマネジメントと施設のマネジメント、それから現場における福祉の各介護を含めた包括的なサービスというのは、きちんと組織として機能していく状況にあるのなら、誰から見ても、それは普通の状態だと思いますけど、なかなか、うちの町はそこに至ってない。現場ではものすごく一所懸命やっていたらいいというのとは実感していますけれども、時代に合った、課題に合った、そして、今言った組織の大きさに合った、そういった仕組みというものを構築したなかにおいて業務がなされていく。そういった時代に、5年前、10年前に入っていなければいけなかったんじゃないかというふうに、私個人としては強く感じているところであって、役場における福祉行政の在り方だとか、それから、地域の実践の場として担っていただく社会福祉協議会の在り方みたいなものについても、それはタブーではなくして正面からしっかり、住民サイド、サービスを受ける市民のサイドに立って、もう1回、真剣に議論を高めていただきたい。このようにお願いを申し上げたいと思います。

時間がないので、2点目の高齢者の生活見守りと支援強化に入りたいと思いますけれども、特に現状としては、何回も何回も一般質問や決算、予算で言っていますけど、交通手段の確保ですとか、除雪機、最近では歯科医院の閉院等にあらわれている地域実態の中で、ここに本当に清里に住んでいたいけども、住み馴れた清里に住んでいたいけども、住み続けたいと願っても、住み続けることのできない不安というものが広く高齢者の皆さんの中に広がっている。高齢化率が40%に迫ろうとしている。そういった状況になって、本当に限界集落的な状況も生じてきている。それは、緑や札弦だけではなくて、清里本町も含めて、そういった状況になってきた中において、どういった見守りや支援をやっていくのかということが非常に重要になってきている。しかも、

地域自治会ですとか、これは国の民生児童委員制度等、それもなかなか実態との乖離が少しずつ見られてきているという状況において、これも一般質問や決算、予算で言っていますけれども、じゃあ、支所の機能の見直しをやりますというふうに町長は明言されましたけど、結局、何ら変わっていないだとか、交通の関係についても、これから調査研究、もう1回元に戻してやっていくだとか。結局、計画上は推進のものがメニューとして上がってくるけれども、施策への落とし込みというのが非常に遅いし、実態に合っていない。そういった状況にあるということに対して、まず、その認識を、お伺いしたいと、このように思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

御質問にお答えをしたいというふうに思います。

地域福祉をいかに進めていくかという論点の中でのお話というふうに理解をすることでありますが、その前に、先ほどの社協の関係については、そういう御意見もありますというようなことで受け止めておきたいなというふうに思っていますし、いろんな機会で、社協の役員の方ともお会いする機会がありますので、そういう中の意見交換の一つにしていきたいというふうに考えておりますので、そこは御理解をいただければというふうに思います。

それで、地域福祉における課題であります、現状が合っていないのではないかと、それに対応する体制も、また、それに伴ってできていないのではないかと。実施に、様々な課題への実施が随分遅れているのではないかとというようなお話であります、全体としてはいろんな課題が大きくなってきているということも事実です、また、今回のコロナの関係では、本来、それを押してでも家庭訪問をしながら個別のそれぞれの聞き取りをしていくと。その中で、安心・安全を確保していくというのが本来だったのかもしれませんが、やはり、コロナという目先の大きな課題がありました。訪問も控えさせていただき、電話で済ませてしまうというのも数多くあったわけです。配置としては、当然、保健福祉課の中にも、そういう保健師さんを中心にそういう活動も行ってきましたとおり、また、社会福祉協議会のほうにおいても、独居の皆さんの世帯への訪問員もおりますので、そういう活動の中で、従前であれば、自宅まで行ってというのが通常であったわけですが、それができなくなったことによって、やはり、そこら辺の対応は後手に回ってしまったのかなというような感じをいたしているところでありますが、今後、アフターコロナ、ウイズコロナということで、ある一面、割り切りながら進めていかなければ、このままに放置しておいたままでは大変な状況になってしまうというふうに思っているところであります、それらの対応についても、今後、しっかりと進めていけるように関係方面とも連携を強めていきたいというふうに思います。

また、先ほどちょっと出ておりました、一般質問。今までの中でも、支所業務の見直しだとか、除雪体制だとか、様々な御質問いただいております。おかげさんで、交通関係については、全体的な交通計画というのは、まだ策定はされておられません。今、策定をしている最中ではありますが、それに先立って、町民の皆さんの足の確保の部分については、かなり当初の段階から考えても、条件を緩和しながら、今進めているところであります。

また、支所業務の関係についても、いろいろ検討を加えてはありますが、実際的な配置となったときに、支所に今いる職員体制だけでは、なかなか難しい。ある程度、支所の体制の中で、今

の職員に云々というよりも、支所機能を使って様々な行事が行えないかなというように、検討をしているところであります。

先ほどちょっとお話したように、社会福祉協議会のサロンの設置が、端的に行きますと札幌地域のセンターを使ってというようなことをやっていく。それらを補佐的にサポートできる体制、そういう部分を支所の中にも考えながらいければなというふうに思っているところでありますが、より具体的な部分については、これから知恵を絞っていきたいというふうに考えるところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

あれやこれやという話で、なかなか難しいという実態の中で、現場での御努力をされていくことについては重々承知した上で、それについては、しっかりと今後も今、残された方については取り組んでいただきたい。

ただ、申し上げたいのは、地域で安心して暮らすことのできるセーフティーネットの張り方の本質的な考え方をどのように行政が持っているかということは非常に問われている。コロナが様々な部分でサービス提供の足かせになったことは、それは当然認めるわけですが、ただ、コロナが全てか。やはり、地域福祉、福祉行政は、1年、2年の話じゃないですから。5年とか、10年のスパンの中である仕組みだとか、ネットはきちんとつくり上げていく。そういった中で、行政が担うべき仕事、地域住民の皆さんにやっていただかなくちゃいけないこと、それから事業者、福祉関係団体、そういった形の中で、どういったセーフティーネットを地域全体として、高齢者であろうか、子供たちであろうか構築していくか。そういった中において、施策がきちんと、担保され、展開しているか、人材が求められているか。そこが今、当町においても強く問われているんじゃないか。このように考えるところでございます。

最後の3点目の児童福祉と子育て支援について、特に子供たちの、先ほどこども家庭庁の発足云々、それは別に置いといたとしても、非常に、現物給付的な部分での支援というのは十分されてきたというふうに私も認識しているわけですが、先ほど申し上げたとおり、冒頭申し上げたとおり、やはり、支出のシフト、それから対象者の拡大とか、障がいを持った子供たちだとか、未滿、0歳、1歳6か月まで下げたからいいんだという論理じゃなくて、0歳を含めた形をどうやってやっていくんだらうか。それから、放課後児童についても、今は学童保育ですが、例えば、発達障がいを持った子供たちのそういった部分でのデイケアの対応だとか、デイサービスの対応とか、今、求められていることは非常に多様なわけですけれども、従来の仕組みをそのまま持ってきて、それを当てはめようとしても、非常に限界に来ているのが実態じゃないか。そういった中で、本来的に、お年寄り、子供たちを大事にしていこうとするなら、今抱えている実態的な課題に対応する仕組みだとか、制度とか、人材とかというの、もう1回きちんと、保育行政、教育行政、包括的に総合的にやっていく。そういった姿勢が必要じゃないか。認定こども園については多くを語りませんが、そこに、認定こども園を開設することによって、そのような問題が全て解決する。誰が見ても思わないわけであって、今ある児童福祉とその制度の運用の中において、今やるべきことは、しっかり一つ一つやっていった中において、その一つの形として、認定こども園ができ上がってくる。これが本来あるべき姿であって、ぜひぜひ、その辺の考え方

しっかりともう一度受け止めていただきたい。このように考えますが、今後の子供たち、子供政策、児童福祉の在り方、どのように捉えているか、再度町長の所見をお伺いしたいと考えます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

先ほどの全ての人が安心して暮らしていける地域づくり、いわゆる地域福祉の関係、その担い手のセーフティーネットをいかに張っていくかということですが、基本的に社会福祉法の改正に伴って地域福祉というのは全面に押し出されてきたわけでありまして、その担い手というのは、やはり、地域の方々、そして、社会福祉の関係するそれぞれの関係の機関の方々、さらには、当然、社会福祉協議会を中核とする行政の指導的役割というようなものを全て重層的に絡み合わせた中でのセーフティーネットの在り方だというふうに思っておりますし、今現在も、その相談、司令塔としては、地域包括支援センターという組織があるわけでありまして、そこを中心としながら、さらにそれらの在り方について検討を加えながら、よりよい実態に合ったものにしていかなければならないというふうに考える次第でございます。

また、子供たちへの関係であります。今現在、子供たちの児童福祉といえますか、子育てといえますか、そういう形の中では、町の対応としては、妊産婦さんのまず健診相談から始まっております。子供が出生された以降についても、子育ての関係では、保育所を中心としながら、また、幼稚園を中心としながら、就学前までの子供たちの保育を行っているところでありますし、ただ、この中でも、やはり、就学前までの発達支援をしなければならない、そうした子供たちの中にはおりますので、そのためには、清里だけでというわけにはいきませんので、斜里地域の子ども通園センターというところをお願いをしながら、子供の成長を見守っていくという形を取っております。

それで、これも社会福祉法改正、子ども・子育て支援事業法ができたことによって、従来は、就学前の子供を、就学後の子供も合わせて、斜里の子ども通園センターでのセンター事業を利用できたわけですが、法改正によって、今は就学前の子供しか通園センターでは預かれないということになります。

そこで、先ほど御質問がありました、放課後デイサービスという必要性があるわけですが、これについては、今、網走にしか、この地域では網走にしかございません。そういうようなこともあります。ただ、これ、デイサービスを提供するということになれば、一定の基準があるものですから、その基準に合致してこなければならぬということも踏まえながら、新しい認定こども園の計画の中で、そういうものを取り込んでいけるのかどうかという部分を含めて、今、検討をさせていただいていることも事実でありますので、そういう中で、対応はできていければなというふうに考えている次第であります。

また、学校に上がってからは、子供、学童保育という形の中で、小学校6年生までの対応は進められているところでありますし、それぞれの企画の中で、できる限りの努力をしてくれているところであります。先ほどの本来であれば、放課後デイサービスのほうに通われる子供さん、それが距離があります。時間もかかりますから、なかなか行けない。これ本来ではありませんけれども、学童の中でも、本来のデイサービスでやることはできませんけれども、一緒になって、楽しんでもらったり、遊んでもらったりということができるよう、最大限、お預かりをしながら、

今、進めているということでもありますので、御理解をいただければなというふうに考える次第であります。

いずれにしても、清里の未来を担う子供たちの成長をいかに、我々として、地域として、支えていけるかと。そのために、どういう手法が必要なのか、しっかりと勉強していきたいというふうに考えております。

○議長（田中誠君）

古谷一夫君。

○2番（古谷一夫君）

時間が参りましたんで、最後にしたいとは思いますが、先ほど児童福祉、子育て支援の関係で御答弁いただきましたけれども、デイサービスの関係についても網走のみなんてお話ありましたけれども、民間では近隣の町でも行っているのは事実でしょうし、公的機関としてどうなのかなという御答弁かなというふうに思いますけれども、やはり、今ある様々な課題というものを、何回も申し上げて申し訳ありませんけど、認定こども園ができれば、何とか解決できるのではなくして、今の仕切りの中で何ができるかということを最大努力していただく。今、既に御努力されていることについては十分認識しておりますけれども、そうやっても、やはり、漏れてきたりとか、緊急的に対応しなくちゃいけない分だとか、そこにおける人材の確保だとか、施設のそういった整備とか、いろんなものがあるということは分かった上で、ただし、それは、やはり、今日明日の話じゃなくて、ここ10年とか、そういった長いスパンの中で、どうしても、手をかけないで、かけることができなくて、残されてきた課題であって、それが今回のいろんな状況の中で現出しているんだ。じゃあ、それをどういうふうに向けていくかということは、全部認定こども園に押し込むことはないとは私は考えています。

認定こども園の必要性については、何ら否定するものではありませんけれども、しっかりと、学童保育自体も児童福祉法上の位置づけなのか、どうなのか。そこにおける指導員はどうか、補助員はどうか、支援員はどうかとか、その中において、今言ったような障がいを持った子供たちの学童、午後ですね、そういった預かり保育って、どうあるべきなのか。やっぱり、もう1回、包括的というならば、福祉と教育の壁を実務レベルで、現場レベルで、きちんともう1回しっかりと問い直していただきたい。これを強く要望したいと思います。

併せて、当町はよく農業の話で、農業が基幹産業、これはもう間違いない事実ですし、ただ、考えるに、私はやっぱり今の地域の安心を支える基幹産業というか、産業という言い方を、言い換えれば事業、これは福祉、地域福祉にあるのではないか。最初の町長の御答弁の中にもありましたとおり、地方自治法上、自治体の真ん中の仕事として、やはり、福祉。これは間違いないところであって、しかも38%を超える高齢化。そして、新たな様々な福祉の課題、そして子供たちの今言ったような新しい方向性や、これから取り組んでいく課題を見たときに、やはり、福祉行政とか、福祉の現場こそ、町の将来を担うための基幹。こういったことを、もう1回しっかりと押さえた上で、そこで働く皆さんの担い手の皆さん、そして地域との連携、課題の共有、そういった中で、人材、そういったものを含めながら、支援、投資、こういったものを思いっきりやっていく。こういった姿勢が今問われているというふうに考えるものです。

ぜひぜひ、限られた任期でしょうけれども、そういった方向性、職員の皆さんや社会福祉団体の皆さんとも共有をしながら、将来のまちづくりに向けて、地域福祉しっかり全町民で取り組む

んだ。その方向を、ぜひぜひ町長の立場でお示しいただきたい。このように考えて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの御質問であります。私自身も、認定こども園ができたから全てそれで収まるんだなんて考えは毛頭持っておりません。やはり、今できるものは今できるようにしっかりと対応していき、将来的には認定こども園。また、それだけでできないというふうに思っておりますから、当然、周りをサポートする連携体制、これもしっかりと求めていきたいというふうに考えている次第であります。

また、まちづくりとしての方向性。私はしっかりと福祉の向上、これがまちづくりの目的であります。その中において、産業の振興、教育・文化、それぞれの課題というのは、これは、そこへ求めていくための手段だということでありますから、これも手段も目的もきっちりとはめていかなければ、片方が抜けても、どうにもなくなるわけでありますので、こういう意味において、やはり、目的を間違わないように、手段をしっかりと執行していきたいというふうに考えている次第であります。

いずれにしても、この清里町に本当に住んでいてよかったと、そういうふうに皆さんが思ってもらえる、そんなための福祉も、教育も、医療も、全ての分野において努力を重ねていきたいというふうに考える次第であります。

以上であります。

○議長（田中誠君）

これで、古谷一夫君の一般質問を終わります。

ここで、議事の都合上、午後1時まで休憩といたします。

休憩	午前11時28分
再開	午後 1時00分

○議長（田中誠君）

休憩を解いて会議を開きます。

一般質問を続けます。池下昇君。

○5番（池下昇君）

さきに通告をしておりました、「パパスランドさつつる」及び温泉施設「緑清荘」の指定管理について、櫛引町長に質問をさせていただきます。

この問題は、私が3月定例議会の予算審査の中の総括質疑で質問をさせていただきましたが、その後、状況が変わりましたので、再度質問をいたします。

1点目の、パパスランドさつつる及び緑清荘の適正な管理運営の在り方について、町長の見解をお伺いします。

パパスランドさつつるに関して、昨年、前社長による不適切な経理管理、そして労務管理が発

覚しました。その上、社長自身による不正まであったと常任委員会の中で報告がありました。

その後、商工会、町総務課、町の監査が入り、それぞれに調査を行い、指導をしてきたと認識しておりますが、最近になってから新たに従業員18名に対して、時間外労働の賃金の未払いがあることが分かりました。このようなことがあり、労働基準監督署が入り、7つの是正勧告があったことは、櫛引町長も分かっていることと思います。

現段階で、町長はこの問題をどのように考えているか、お伺いします。

次に、緑清荘に関して伺います。

昼のレストランをしなくなってから、もう丸2年が経過いたしました。この間、常任委員会の中でも各委員の中から幾度となく、何回も行政に対して指摘してきましたし、所管の担当者も緑清荘と話し合ってきたと認識しておりますが、一向に改善されておられません。この状況が2年間も続いていることに、指定管理を出している町のトップとしてどのように考えておられるのか、町長の見解を伺います。

次に、2点目、両施設に対する町の管理・監督責任について伺います。

指定管理とは、平成15年、地方自治法の改正により、本来、町が行う事業を民間のノウハウを生かした中で、住民サービス、お客様サービスを行うことが基本であると思いますが、私は、現段階で両施設ともできていないというふうに考えています。

町長として、問題が起きてから考えるのではなく、問題が起こる前にしっかりと対処する、そのことが指定管理を任せている行政の責務だと思います。しかし、こういった事業者を何年間も放置している町の理事者として、この責任をどのように考えているのか、町長の見解をお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは、ただいま御質問を頂きました、パパスランド及び緑清荘の指定管理について、1点目のパパスランドさつつる及び温泉施設「緑清荘」の適正な管理運営の在り方についてお答えを申し上げたいと思います。

まずは、御質問のパパスランドさつつるの関係でございます。

御案内のように、昨年の秋に従業員より報告をされました、会社内の事務処理や労務管理、労働環境、経理などに関する数多くの疑問や課題につきましては、そのほとんどが会社の内部に関わるものでありましたので、基本的には、会社内部で解決・処理すべき事項と思われませんが、町に対して提出されたことにつきましては、率直に、私としては、なぜ町にという思いでありました。

もっとも、従業員の方々も当初は会社の役員宛てに前社長の様態や業務の内容について相談をしていたということですが、なかなか回答を得られないということから、指定管理施設の設置者であります、町から会社役員に対して指導してほしいとの、そういう思いから町に提出することにしたと、そういうふうに聞き及んでいるところであります。

このように、本来は会社内において処理すべき事項と思われませんが、町の指定管理施設の管理運営に関わる会社の従業員からの申出でありましたので、所管課において会社役員と従業員から

の事情聴取を行い、実態の把握に努めるとともに、会社が依頼いたしました、商工会による経営実態調査や社会福祉労務士、会計士による経営診断の結果、さらには労働基準監督署の是正勧告を含め、会社側の対応策などについても、随時議会に報告をさせていただいたところでございます。

私としては、本事案の原因は従業員からの申出の内容を、さらには商工会の経営指導と会計士による経営診断、労働基準監督署からの内容などを踏まえますと、前社長による不適切な事務処理、労務基準に対する認識不足、職員と役員との意思疎通の欠如により生じたものと、そのように考えざるを得ないというふうに思っております。

また、ここに至るまでの町の対応であります。町では、指定管理施設の基本協定に基づき、毎月提出を頂いております業務報告書に基づき、指定管理業務仕様書に示されております施設サービスの提供が適切に行われているか否かを確認をさせていただくものとともに、収支計算書の内容を点検・確認しております。会社従業員個々の労働時間や労働環境または福利厚生、雇用、給与体系または就業規則などのそれぞれの規則・規程までについては、内容を確認をしていないのが事実でありますし、また、一定の従業員を雇用する会社においては、こうした労働条件に関する規程を整えるということは、労基法上もう当然のことと私どもは認識をしている次第でございます。

いずれにしても、指定管理施設の管理運営会社においてこのようなことが生じると悪い評判となります。ひいては、管理運営や利用者サービスに影響を及ぼすことにもなりかねませんので、会社においては、こうした事案を早急に改善をしていただき、指定管理者としての役割と使命を自覚の下、適切な管理運営と利用者サービスの向上に、役職員一丸となって最善の努力を傾けていただきたいと、そのように願う次第であります。

また、町としては、こうした不正な処理、違法行為を事前に調査し切れなかったことに対しては、大変申し訳なく思っている次第でございます。

先ほどありました、労働基準監督署からの7項目に当たる是正項目であります。これらについても、先ほど申し上げましたように、基本的に会社組織という登録がなれば、当然に提出する書類、また掲示しなければならない書類というふうに考えておりました。これらを準備をされていなかったことについては、会社としてあり得ないことだと私は感じている次第であります。

次に、緑清荘のお昼のレストランの営業に関する考え方でございます。

御指摘のように、お昼のレストランの営業は、いまだに再開がされておられません。サービスの観点からも、一日でも早く再開をしていただきたい、私自ら指定管理者の社長に強く申し入れておりますし、所管課、そして副町長からも再開の申出を幾度となく行ってきたのが実情でございます。

以前の報告では、厨房担当の職員を採用したと、慣れた時期にそれを見計らって昼のレストランを再開したいと、そんな話を聞いておりました。さっぱり開かないものですから、改めて、私、いつ頃になるんですかということを経営者に直接聞いたところ、昨年、この採用した職員が退職されてしまったと、また新たにこの4月から厨房担当ということで1名採用しました。これらの人方が作業に慣れるまで、しばらく時間がかかるということでもありましたし、調理補助員として使えるようになるまでには、もうしばらく待ってほしいと。それと併せて、現在の人員体制の状況では、即スタートさせることが困難だ、難しいというお話を聞いておりました。

私も、いつまでということを示してほしいということで食い下がったわけではありますが、現況問題として、そこまでの回答を得ることはできていないというのが事実であります。

所管課としても、早急に人員体制を整えて、早い段階での再開ということで再々言ってきておりますし、また、その向きについて、これからも指導をしていくようにしているところであります。併せて、また私からも改めて、そうした内容について強くお話をしていきたいというふうに思っております。

これらの関係を踏まえながら、今後、利用者のサービス低下にならない手法での、昼間でのレストランの開設について、何らかの形で再開していただくこと、これが最善の方策であるというふうに考えておりますので、指定管理者にこの旨をしっかりと理解を頂いて、開設に向けた努力をしていただくように、強く申入れをさせていただきたいというふうに思います。

次に、御質問の2点目の両施設に対する町の管理監督責任についてお答えをいたします。

パパスランドさつつるの本事業に対する町の指定管理責任ではありますが、先ほども申し上げておりますように、こうした事態が発覚する前に事態を掌握し、未然に防止できなかったことについては、こうしてまた混乱をさせてしまったことに対して責任を感じるところでありますが、本事案は、会社の前社長の対応や業務内容に係るものでありますので、町がその管理監督の責任を直接的に負うことの是非につきましては、もう少し考える時間を頂きたいというふうに思います。

また、緑清荘のお昼のレストランの営業の休止につきましても、レストラン営業の部分的な休業でありますので、直ちにこれをもって指定管理の基本協定書に違反するものではございませんが、利用者のサービス低下につながるものでありますので、お昼のレストラン再開に向けて、その責務を果たしてまいる所存であります。

もう既に2年間という時間が経過していることも御指摘を頂いているところでありますが、決してこの間放置していたわけではなく、先ほど申し上げましたように、所管課、副町長、そして私において、再開について指導・指示などをしてきたところであります。

今後においても、引き続き再開の是非について、社長のほうとお話をさせていただきながら、開設再開に向けた管理監督責任を果たしてまいる所存でありますので、御理解を賜りたいというふうに存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今、町長から答弁頂きました。

昨年来からこの問題について町長にお伺いしたこともありますが、その当時から町長は会社内部の出来事であるという話をされておりました。私が思うには、このパパスランドさつつる、それから緑清荘、どちらも我が町の指定管理であります。特に、パパスランドについては、年間約1,000万弱という町の公金が入っております。

今回、従業員の賃金の未払いという問題が発覚いたしました。昨年、この未払いの前に、前社長による会社内での不正が発覚いたしました。これは、会社、十数人いるうちの従業員がやったことではありません。あくまでも指定管理を受けているトップが行った、トップが不正をしたということです。

私は思うんですが、町のお金がそういうふうに入っている指定管理会社、この管理会社のトップがこういう事態を起こしていた。本当に、町長、こういった指定管理会社でいいんでしょうか。

私は、町長が言うような、あくまでも会社内部の問題というふうには、私は捉えられないんですが、町長の現在の心境について、見解はいかがですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

パパスランドの指定管理施設の運営の関係であります。この問題が惹起をして、そして調査を入れた結果、会社社長による不正が見つかったということでありますが、これらについては、今は既に是正がされたというふうに聞いておりますし、不正ではなく貸付けであるということで処理がされたようであります。

そういうこともあります。基本的に、やはり好ましい状態でないというのは、これはもう明らかな現実であります。

そうしたことから、全体的な責任を取られたんだと思いますが、その社長さんについては、既に退職をされて責任を取っているというふうに伺っている次第であります。

社長さんが責任を取って退職されたからそれでいいのかというようなこともあるかと思いますが、会社役員、それから従業員そろって、今、一丸となって再建に向けて取り組んでいる最中でもありますので、しっかりとその動向を見極めていきたい。特に、今回のこの施設については、地域おこしの地域で起こした会社であります。地域の人方が、これを、施設を中心としながら、地域の活性化に取り組んでいく中にあるわけでありまして、しっかりとこうした部分についても、サポートできるものはサポートしながら、取り組んでいきたいというふうに考える次第であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今、町長答弁の中で、前社長により「貸付け」という言葉が出ましたけども、実際、貸付けだったら会社辞める必要ないじゃないですか、前社長。貸付けじゃなくて不正ですよ。それを分からないようにするために、いろいろな数字、いろいろな台帳、会計管理が一切できていない、そういった帳簿も一切、もう数字自体が分からない状態になっている、こういった会社ですよ。この指定管理会社、はっきりと言いますけども、全ての管理ができていない、これが実態であります。

こういった会社、もし万が一、道の駅ですから、食事を取っている方もいる、お風呂に入っている方もいる、いろんな状態、いろんな人がいますよ。夏になったら、御覧のとおり、皆さん知っているとおり、キャンピングカーが町の人が行っても停めるところがないぐらい、いろんな人たちが来ていますよ。

そういう状況の中に、例えば、大きな地震があったり、大きな火災が発生したとき、誰が指示を出して、誰が避難経路を確保して、誰が誘導するのか、そういったマニュアルすらない、何にもできていない状態であります。

このような会社ですよ、町長、道の駅という、清里町の顔の場所の指定管理でいいと思いま

すか、どうですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それぞれの立場からの御質問というふうに思いますが、基本的には好ましい状態でないということだけは明らかだというふうに思います。

ただ、今、一生懸命になって改善に向けて、従業員一丸となって取り組んでいるところであります。それを頭から否定するようなことではなくて、そこをしっかりと育ててあげて、地域の発展のために貢献をしていただきたいというふうに思っている次第であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

町長言うように、今、従業員に対しても、それぞれいろんな方法で役員一同頑張ってるからいいじゃないか、言いますけれども、この指定管理会社、もう何年になります。そんな昨日今日、昨日おとつい指定管理を受けたわけじゃないんですよ、何年間もやっているんですよ。それが今まで全く分からなかった。それが実態でありますよ。

今回、パパスランド、労働基準監督署から2月の25日に7つの是正勧告、すなわち、7つ法律違反を犯していたということです。そんな会社であります。

2月に、そういうふうな是正勧告を受けた後に、労基から5月末までに是正内容を報告するよう求められていた。しかし、先日の常任委員会の中で報告がありましたが、時間外勤務の状態が是正できるような内容にはなっていません。これ、労働基準監督署から5月中にと言われていたのに、6月頭の常任委員会の中でそういう報告があった。そして、その常任委員会の中でも、レストランの営業を休業日をつくるとか時間を短縮するとか、いろんな、決定ではまだありませんけれども、そういうふうなことを今模索している最中であるという説明でありましたけれども、皆さんも御存じだと思いますが、道の駅で定休日をつくってレストランがやっていないなんて聞いたことないですよ。通常あり得ませんよ。

こういうふういろいろな方面から、労基から指導を受けている。法律違反、今回、斜里町の遊覧船も、19の法律違反によって取り消されましたのは、皆さんも御存じだと思いますが、法律違反が7つがあろうと、10があろうと20があろうと、違反は違反なんですよ。こういった指定管理会社、ずうっと続けてきたんですが、今でも町長はこの指定管理会社でいいというふうに思っているんですか、どうですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

私自身も遺憾に思っておりますし、いいとは思っておりません。先ほど来、いいとなんて一言

も言っておりません。遺憾に思っています。ただし、今、一生懸命になって取り組んでいるんだ、そこのところもしっかり見てあげなければならないというふうに思うところであります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

町長の立場としていいとは言えないというふうに私も思いますが、今回このパパスについて従業員の賃金の未払い、2年間で820万円、これは会計士と従業員のほうで相談の結果、7割ということで決まったらしい、この2年間で820万というのは決まったらしいんですが、正直、100%計算しますと、およそ2年間で1,170万円になります。すなわち1年間に600万円弱、このことはさきの北海道新聞にも取り上げられ、町民の方、ほとんどの方が知っておられます。

従業員の18名の賃金の未払い、レストラン、売店、温泉、活動施設、パークゴルフ場と、パートを含むほぼ全員であります。これらを考えると、会社内部ということではなくて、町にも私は責任があるというふうに思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

従業員に対する時間外の関係であります。基本的にしっかりと台帳に整理をして計算をすると、時間外の数字というのは出てくるというふうに思います。

それは、その会社での運営の内容でありますから、その部分を町の責任というふうに言われても、なかなか難しいところがあるんじゃないかな、それはしっかり分けて考えていく必要があるだろうというふうに思っている次第でもあります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

あそこの指定管理の会社に、町の活動施設、それとパークゴルフ場も委託してるわけですが、毎月業務報告書が上がってきてるということなんで、そこら辺の数字をしっかりと見てきたのかなというふうに思いますと、私は町にも少なからず責任があるんだろうというふうに思っております。

昨年4月に、このパパスに関して、5年間ということで、今の指定管理会社に決定しましたが、指定管理を選定するときには、事業報告書が提出されて決定するというふうに決まっております。

今回、この未払いの賃金があったことで、その選定する段階で正しい数字の報告書でないものが提出されている。選定委員会は、この内容が違うものを審査の上で認めた。そして、それを議会に提案されて、私たち議会議員全員が賛成で議決されました。

この選定委員会に、誤ったものが提出されたのであれば、一度、指定管理を取り消して、白紙に戻して、改めて指定管理を募集した中で、審査をやり直すのが私は妥当かなというふうに考え

るんですが、町長はいかが考えますか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ちょっと内容的に理解できないところがありますが、この指定管理施設の指定管理の募集の段階では、まだ業務が動いてないんですね。こういう指定管理施設がありますから、応募する人、この条件で応募する人はおりませんかということで応募をしてもらうわけですから。そして、指定管理が相整ってから業務が始まってまいります。ですから、その指定管理の審査の段階で云々というのはちょっと違うのではないかなというふうに思っております。

これはやはり指定管理が動き始めた以降での話になってまいりますから、その中で業務報告書を毎月のやつを上げてもらうことになっていきますので、それを見ながら内容を確認・点検をしていくと。時間外ですから、その、月によってはある月もあるし、ない月もあるとか、いろいろあります。全部が全部数字、変わったら駄目だということではないんです。全体の中で、それは包括的に会計がされればよいというふうに思っております。

ただ、違反をしたらいいとか、そういう話とは全く別な次元でありますので、そこは理解をしていただければ、そういうふうに思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

じゃあ、選定委員会を行うときに、この今のパパスランドさつつる、ずうっと受けてきて、たしか私の記憶では、平成4年から5年ぐらいの頃から、この会社が携わってきているというふうに認識しておりますが、この指定管理、当初、3年だったと思うんですが、今は5年に変わっておりますが、何を基準にして選ぶんですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

先ほども申し上げましたように、指定管理をすとなれば、その指定管理に関わる全体の仕様書を作成をいたします。その中には、どういう仕事をどういうふうにやっていただきますよというのは書いてありますから、その業務をどういうふうな形でやって、さらに、プラスアルファとしての民間としての優位性を生かすものを加えていただければ、なおありがたいということをその中でやっていきます。

また、全体として、この施設を1年間、経理・運営していくためには、どれほどのお金が必要となりますと、こちらでまず事前に計算をして、これだけの予定額を持ってますというのを提示をいたします。

それより超えて出てきた場合については、通常的には無効になります。通常的にはですよ。そ

ういう部分を見て、上がってきた契約の内容、それから今後進めていく全体の経理の内容、それが町で提示している仕様書に合致するかどうか、それをまず判断をさせていただいた上で、本人方、申請者と直接面談をし、勤務体制をどう、従業員は町内から雇うのか雇わないだとか、いろんな話をその中でしていった、トータル的に、最終的にこの会社、大丈夫、心配ありませんと、極端に言えば、そういう話で採用をする。それに少しでも合致しなければ、極端に言えば、何者か出てくれば、相当厳しい審査になるのかもしれないけれども、実際的には、そんなに多くの会社が手を挙げて申し込んでくる状況にはありませんので、その中において、うちで示した仕様書に合致していれば、審査に通っていくというか、パスしていくと、そういうような状況になっているものであります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

町長言うように、何者かあればそういうふうになるというふうに、町長も今言いましたけれども、1者しか応募ないんですよ、実際。1者しかないんですから、何者比べるなんてことはできないわけで、1者しかなくて、その1者がずっとこう携わってきたら、どうしてもなあなあになってしまうというところがあるのかというふうに私は思うんですが。

それで、指定管理、決定するときに、町長、この協定書って作りますよね。この協定書を、私は協定書というよりも、これ、契約書だと私は思いますけども、この協定書をお互い、双方、納得した上で作るわけなんですけど、こういった一連の会社のトップの不適切、それから不正、それから今回の賃金の未払い、いろんなことがありました。

この協定書、第45条に、「乙が管理業務の実施に際し、不正な行為を行ったとき」、それと「乙が甲に対し、虚偽の報告等をし又は正当な理由なく報告等を拒んだとき」と、こういうふうに「指定管理の取消し等」という項目がありまして、そこにいろいろと書いてあるわけですよ。不正があった、それから町役場に対して報告書、いろいろな報告書、この数字が全くでたらめであった、こういったことがありながら、指定管理の取消し等が一切、内部の中でも話し合われていないような状況だというふうには私は見えるんですが、町長、これに関していかがですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの関係であります、このパパスの運営に当たって不正があったということで報告がされたというふうに思っていますが、今、現時点で不正はただされておりますから、不正ではないというふうに考えていかなきゃならんだろうというふうに思っております。

また、解約条項の関係であります、それぞれの、解約条項の幅というのがありますから、1円ずれてもそうなのかと、そういうことではなくて、全体をトータルに考えていきながら、進めていくべきことだというふうに思っております。

短兵急に1つのことが当てはまったから、これで全部駄目なんだということではなく、全体を見渡した中で、そこら辺がしっかりとやれているのかやれていないのか、大局的な判断をしてい

かなきゃならんだろうというふうに思っております。

しつこいようですが、地域として、また会社として、さらに従業員としても、今、一丸となってやろうとしているときに、そこに水差すような話をしながら、逆転させるというのは、いかなものかなというふうに思います。改善策をもって、今、どんどん進めていただいている最中でもありますので、そういう中で内容を精査しながら進めさせていただければというふうに思う次第であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今、いろいろと改善してるからいいんじゃないかという、そういうレベルの話じゃないと思いますよ、私は。もう1円違っててもどうのこうのじゃなくて、年間600万も違うような数字が出てきてるんでしょう、実際に。

例えば、2年間で820万のこの数字、単純に計算したって年間400万も違うじゃないですか。こういった数字の違うものが、町に提出されてたわけでしょう、ずっと。言っちゃあ悪いですけど、この会社、不正をしても指定の取消しにならない、法律違反をしても取消しにならない、一度、指定管理受けたら何をやっても取消しにならない。じゃあ、一体どういうふうな状況になったら取消してこれあるんですか。協定書に何でこれうたわれてるんですか。この協定書って何のためにあるんですか、じゃあ。いかがですか、町長。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

会社の存続に関わる話でありますけれども、基本的に、先ほど来申し上げておりますように、一生懸命、今、努力をされている最中でありまして。そこをもう少し見極めていかなきゃならんだろうというふうに思う次第でもございます。

また、今回の時間外についても、それは最初からこちらが分かってたとか云々の話でなくて、調査をした結果、今回出てきたということでありまして、基本的に、そういうことを事前にやっていたことが、町が検査とか云々の話じゃなくて、会社自体の従業員がどういうふうな働きをしているかという話なわけですから、それはもうしっかりと会社側が、今回、そういう、今までできていなかった部分を整理をしてやっていくということで、今進めているところでもありますので、そういう内容の中で、これが処理されていければなというふうに思っております。

時間外の、先ほど数字を挙げられて、お話をされて、総論としてはそのとおりかなというふうに思います。ただ、指定管理との絡みでいきますと、指定管理料で町から委託料が出ている部分については、温泉施設のみでありますから、そこら辺はトータルで考えるというよりも、またちょっと違う意味合いがあるのかなというふうにも思っております。

そうは言いながらも、全体として時間外勤務の支払いがされていなかったという、事実は事実でありますので、しっかり受け止め、それを今、労働基準監督署に報告の上、整理をされるとい

うことで聞いているところであります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

町のお金が大体年間920万ぐらいですか、今年もたしかそのぐらいだったというふうには思っておりますが、温泉施設に払われている指定管理料だから、一連のことは会社内部のことというふうに、町長、おっしゃってますが、この会社に委託を、委託って、指定管理を出しているのは町ですよ。町が全て把握していないと、こういった指定管理会社が後を絶たないというふうになってきますよ。任せていたら、後は全てそちらの責任ですよって、そうはならないですよ。

町長のほとんどの方が、この問題、知っておりますよ。私もいろんな方と相談、話をした結果、町の温泉に指定管理料を払ってるからとかっていう感覚じゃないですよ、みんな。あくまでも町からあの会社に公金が入ってるんでしょ、私たちの税金が入ってるんでしょっていう捉え方ですよ。だから、あそこで何かがあったら、町は何をやってんだって絶対言われますよ、それは。だから、我々議員でもいっぱい言われてますよ。みんな言われてると思いますよ。そのことを十分踏まえて、今後、運営に当たっていただきたいというふうに思います。

時間もそんなにありませんので、続いて、緑清荘についてお伺いしますが、緑清荘のレストラン利用、夏場、7月、8月、一番多いです。大体1か月、休業する前の話ですが、1か月2,500人から3,000人、お客さんが来ておりました。にもかかわらず、2年前の6月から、もう屋は全くやっておりません。休業中であります。

3月定例議会の古谷氏の一般質問の中でも、町長は「町民に喜ばれる施設づくりをしていく」と述べられておりますが、何も変わってないですよ、これ。逆に、町民の方から苦情が来ている、どんどん、「いったいつになったら緑清荘は昼やるの。」もしくはお年寄りの方は、「お客さんが来てもお昼食へに行くところがない」と。実際、「きよ〜る」とか富士食堂さんとかありますけれども、やはり町の温泉施設であります緑清荘に行っていた方が数多くいたというふうに推測をされています。

こういった状況の中で、先ほど町長も社長ともいろいろと話をしている。ぜひ早いうちから始めてほしいという話がありました。会社のほうから調理人がなかなかいないと、調理人がやめてしまっていない。4月から新しい調理人が入ったという報告であります。実際、私が聞いているところは、調理人がやめていないのでなくて、調理人でいた人間を首にして違う部署に使っている。そういった話も私は聞いております。

これに対して、今後、本当に緑清荘もまだ指定管理5年間という数字で始まったばかりですが、この2年間もこういう状況が続いていることに改めて町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

本件については3月の議会、予算総括の中でも全く同じ質問をいただいております。

私の気持ちは議員と全く同じじゃないかと、誠に遺憾に思うし、ある一面腹立たしさを感じて

いる次第であります。必ずや再開に向けて早いうちに取り組んでもらうように、より厳しく指導し、話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

町長も同じ考えだということを知り、少し私も安心しましたが、ただ本当にこのままでいいのでしょうか。うちの町の指定管理こういう事態、パパスにしても緑清荘にしても本当にこのままでいいのかな。なぜか後ろのほうへ向いて走っているような感じがします、町として。

私は町長にもう少し町民のほうを向いてほしいと思うんです。なぜか町長はこうやって見ていると、事業者のほうばかり向いているというふうに感じております。

今般、1市4町の様々な連携となってきております。緑の水力発電所ばかりでなくて、教育、医療、いろいろと1市4町の中で連携を進めていくということが、常任委員会の中でもどんどん前へ進んでおります。こういった様々な連携も非常に私は大切だというふうに思っております。

しかし、まず足元の自分の町、そして町の建物、町で作ったんですから、何億も出して、その指定管理会社のこのような何年間にもわたるずさんな状況を見て、町長自身、今現在どういうふうに思っているのか。そしてこの後、どういうふうな指定管理を立て直してまちづくり、町民のためのまちづくりをどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

今の状態が決していい状態だというふうには私は一切考えておりません。

少しでも町民の皆さんにサービスが行き届くような、そのような内容になっていければなというふうに思っております。

今、事業者のほうばかり顔を見て、町民のほうには目を向けていないんじゃないかという話ではありますが、決してそういうことはありません。公平にやっているつもりであります。

また、今、この課題については、町も従前の委託事業と指定管理の問題があります。指定管理にもいろんな問題が次々として出てきているようなことで、果たしてこういうスタイルがいつまでどういう形でどうしたらいいんだという悩みであります。そういうようなことから、今回この予算を頂いて、それぞれの委託業務、また指定管理業務に経営診断を入れるということで進めております。1年ではいきませんが何年かかかりますが、そういう中において本当に将来的な方向性はどうしたらいいかというのをやっていく時期に来ているだろうというふうに思っておりますので、これら診断をいただきながら方向性もまた皆さんとともに考えていきたいなと、そんなような思いであります。

いずれにしても、様々な課題が惹起してきているわけですから、これらの課題を一つずつ整理をしながら、やはり地域のためになる会社として我々と一緒に歩んでいきたいという気持ちでありますので、正すことは正していただいた中で住民サービスの向上につながる、そうした展開をいただくように私としても努力を重ねていきたいというふうに考える次第であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

ぜひ、今、話したようなことをどんどん進めて、町民の方がよかったなというふうな場所を作っていたきたいというふうに思います。

それでは、2点目の管理監督責任についてお伺いします。

今日、パパスランドさつとと緑清荘について町長の考えお聞きしましたが、どちらの施設に關しても決して私としては合格点をつけられるような会社ではありません。これは私ばかりでなくて町民の方も多数こういうふうに思っておられる方もいると思います。それと、ずっと町として勧告も出さずに放置してきたこの責任は、私は非常に重いというふうに思うんですが、町長、これに關してはいかがですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

先ほど来申し上げておりますように、ただ、何もしないで放置してきたわけではないということでお話を申し上げました。ただ、現実としては再開がされてないから何もしなかったんじゃないかなということになるかもしれませんが、経過としてはそういうことでなくて私もそうでありましたが、副町長もそして所管の課長も所管の担当者も、強く今までも指示をしながら一日も早い再開に向けた努力を重ねてきた。これだけは事実であります。ただ、現実はいまだに再開されていないというのも事実であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

私は町長に今年の3月の総括のときも質問しましたが、その相当以前になると思いますが、町長、この緑清荘の問題2年間も、今2年間ですけども、当時は2年間たっていませんでしたが、これどうするんですか、このままで。所管が行っていろいろと話をしても全然前に進まない、町長自らが行ってやらないとだめじゃないですかって私言ったときに、町長の答弁が、私が出て行ったら終わってしまうと言ったんですよ。私、そうやって聞いたときに町長答弁、自分のノートに控えてありますが、私が出て行ったら終わってしまうというふうな答弁をされております。

私は、やはり町のトップとしてもっともっとしっかり動かないと、いくら町の指定管理だからといって、正直言ってもう受けたらこっちのものだみたいな感覚でいるわけですよ。だから町の町長の代わりに担当者が行ったって、全然話にならないという。これはただ町長自らももっと積極的に動いていたら、私は、これはこうなっていなかったんじゃないかなというふうにお思います。

そのことに関して、これはもう何年間も緑清荘そしてパパス、こういった本当に問題起こって

新聞にも取り上げられるようになってしまったら、町長として、これ減給処分に値するぐらいの問題だというふうに私は思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただいまの質問でありますけども、私が直接交渉に行っていれば、もう少し早い段階で何らかの措置ができたのではないかと、確かにそういうこともあるかもしれませんが。それはやってみなきゃわからない話であります。

一所懸命に所管課で対応している中に、私がその中に入ってどうこうと。それをやはり一所懸命やってくれている職員をバックアップするそういう気持ちでいるわけでありますから、そのところはひとつ理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

職員一所懸命やったのは私も知っています。何回も何回も足運んだり、または向こうから来てもらったり、一所懸命やっていましたよ。でも2年間変わらなかったんじゃないですか。5年間のうち2年間も3年間も休むような指定管理は本当に必要ですか。

今後のことだって何にもまだスケジュール立っていないじゃないですか。早急に町長、副町長行っているいろいろと話をしたりすると、何とか前向きに早くやってもらうように伝えてあるとは言っているけども、実際、何にも変わっていないじゃないですか、状態が。そこを言うんですよ。

もう時間も来ましたのであれですけども、今日は町長に対して2点の質問をさせていただきました。パパスに関して昨年から計3回の町の監査も行っております。今後、議会の場で早いうちにありのままの報告を行っていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

それと、このような町の施設を指定管理に出して、次から次と問題があるのならばもっとしっかりとした会社を募集するとか、もしくは町直営でやり、地域の雇用を安定的にしっかりと守っていくほうがよいのではないかとこのように私は思います。櫛引町長もこの任期、あと10か月ありますが、最後まで手を抜かずに町長としての仕事に全うしてほしい。これを最後に述べて、質問を終わります。

○議長（田中誠君）

町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

指定管理の両施設にかかわり今現在、特にパパスの関係については改善に向けて取り組み中でありまして、また調査も継続して行っておりますので、それらについてはつづさに議会のほうには報告をしていきたいというふうに思っております。

また、指定管理の在り方については、先ほども言いましたように経営管理・指導・診断等、今

年から事業を入れてまいりますので、そうした内容をつぶさに見ながら指定管理の在りよう、また、委託業務の在りよう等、注意深くこちらにも勉強をして行きたいというふうに思います。

決して任期期間中、今までも手を抜いたことはありません。一所懸命やってきたつもりであります。ただ、なかなか思うとおりに進んでいないなあというのも実情であります。できること、できないこと、力いっぱいやっていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（田中誠君）

これで、池下昇君の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。

ここで、14時10分まで休憩といたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

○議長（田中誠君）

休憩を解いて会議を開きます。

●日程第9 議案第33号

○議長（田中誠君）

日程第9、議案第33号、清里町コンプライアンス条例の制定を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

ただいま上程されました議案第33号、清里町コンプライアンス条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、公務員の法令遵守につきまして、原理原則として地方公務員法の定めにあるものですが、本町におけるハラスメントに起因する痛ましい職員自死事案や、近年の公務員による不祥事など今一度注意喚起すること、本条例により職員と利害関係者などの責務を定め、公務等に対する町民の信頼確保を図るため制定するものでございます。

それでは、議案第33号、清里町コンプライアンス条例につきまして御説明いたしますので、議案書を1枚、おめくりください。

第1条は、本条例の目的であり、公務に対する町民の信頼を確保する旨を目的としております。

第2条は、用語の定義で、1号に職員、2号に任命権者、3号に管理職、4号に事業者等、5号に利害関係者、次のページを御覧ください。6号に不祥事件、次のページをお開きください。7号に公益通報、8号に不当要求行為等、9号に働きかけ行為を定義しております。次のページを御覧ください。

第3条は、倫理原則で、1号に職員の全体の奉仕者としての自覚、2号に職員の公私の別、3号に疑惑や不信を招く行為の禁止、4号に不当要求に対する対応、5号に勤務時間外の行動を定めております。

第4条は公共工事等発注担当者の倫理保持を、第5条は任命権者の責務を、次のページをお開きください。第5項に任命権者は、公益通報、不当要求行為等または働きかけ行為について公正な職務の遂行の保持を図るため、必要があると認めるときはその概要を公表することとしており

ます。

第6条は管理職の責務を、第7条は町民の責務を、第8条は職員の倫理保持と必要な体制を資するため清里町コンプライアンス委員会の設置を、第2項に事務の所掌を、次のページを御覧ください。第3項に不当要求、働きかけ行為の審査を、第4項に第3項に対する通知を定めています。

第9条は不当要求行為等の拒否を、第10条は働きかけ行為があった場合の毅然とした対応、上司の報告、委員会への提出を、第2項において働きかけ行為の除外規定を、自治法に規定する請願や清里町議会会議規則に規定する陳情、要望書等の書面等による要望等の単なる紹介や資料請求は含まないこととしております。

次のページをお開きください。

第11条、第12条は不祥事件における調査対応を、第13条は本条例や行動指針の違反に対する公益通報を、第14条は通報をしたことによる不利益取扱いの禁止を、第15条は不当要求等に係る措置を、次のページを御覧ください。

第16条は、委任事項を定めています。

附則につきましては、施行期日の記載となっております。

なお、本条例の制定後、施行規則の制定及び4月から施行しております清里町職員の法令服務規律遵守のための行動指針の条例制定反映分の改正を速やかに実施いたします。

また、本条例の制定後、広報7月号と8月号にて住民周知を図る予定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第33号、清里町コンプライアンス条例の制定は原案のとおり可決されました。

●日程第10 議案第34号

○議長（田中誠君）

日程第10、議案第34号、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

ただいま上程されました議案第34号、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、育児休業等に関する人事院規則の改正により、休業等の取得要件の緩和を措置するための改正となっております。

それでは、議案第34号、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、別冊の審議資料、新旧対照表により説明いたしますので、1ページを御覧ください。

表の右側が変更前の条例、左側が変更後の条例となっており、変更箇所アンダーラインを引いております。

第2条第1項第3号アの（ア）を削除し、（イ）中、特定職に引き続きを、引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に（イ）、（ウ）をそれぞれ（ア）、（イ）に改めます。

第19条第1項第2号中、「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号のア及びイを削除いたします。

2ページをお開きください。

第22条の次に第23条として、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等を、第24条として、勤務環境の整備に関する措置を追加いたします。

附則につきましては、施行期日の記載となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第34号、清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

●日程第11 議案第35号 ～ 日程第13 議案第37号

○議長（田中誠君）

ここで日程第11、議案第35号、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約から日程第13、議案第37号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約までの3件についてを、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第35号から日程第13、議案第37号までの3件を一括議題にすることに決定しました。

3件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野呂田成人君）

ただいま一括上程されました議案第35号、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約から議案第37号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約まで、都合3件につきまして一括提案の理由を御説明申し上げます。

今回の規約の一部変更につきましては、上川中部福祉事務組合の加入によるもので、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、各組合規約の変更について議会の議決を求めるものです。

それでは、議案第35号、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約につきまして御説明いたしますので、別冊の審議資料3ページをお開き願います。

表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例で改正箇所アンダーラインを引いております。

附則として施行期日を記載し、別表第1上川総合振興局の欄、「(30)」を「(31)」に、上川広域滞納整備機構の次に「、上川中部福祉事務組合」を、同じく別表第2、9の欄、上川広域滞納整備機構の次に「、上川中部福祉事務組合」を追加するものです。

次に、議案第36号、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について、御説明申し上げます。

改正内容につきましては、同じく新旧対照表により御説明いたしますので、審議資料4ページをお開き願います。

本件につきましても加入団体の追加に伴う一部変更で、附則として施行期日を記載し、別表上川管内の欄、「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を追加いたします。

次に、議案第37号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、御説明申し上げます。

改正内容につきましては、同じく新旧対照表により御説明いたしますので、審議資料5ページをお開き願います。

本件につきましても加入団体の追加に伴う一部変更で、附則として施行期日を記載し、別表第1「とかち広域消防事務組合」の次に「上川中部福祉事務組合」を追加するものでございます。

以上で、一括提案となりました議案第35号から議案第37号まで、3件の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

3件について、一括して質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

3件について、一括して討論を行います。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第35号、北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約は原案のとおり可決されました。

これから、議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第36号、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約は原案のとおり可決されました。

これから、議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第37号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約は原案のとおり可決されました。

●日程第14 議案第38号

○議長（田中誠君）

日程第14、議案第38号、上斜里橋補修工事請負契約の締結についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（北川実君）

それでは、ただいま上程されました議案第38号、上斜里橋補修工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、上斜里橋補修工事でございます。

工事の概要を御説明申し上げます。本工事は、昭和41年に竣工いたしました上斜里橋につきまして、塗膜の経年劣化による腐食防食の機能低下の部分の塗り替えやひび割れ、欠損等の補修を行うものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でありまして、契約金額は6,105万円でございます。なお、予定価格につきましては6,217万2,000円でございます。

契約の相手方につきましては、清里町、野村興業株式会社でございます。

工期につきましては、令和5年1月30日を予定しております。

以上、提案の理由とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第38号、上斜里橋補修工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

●日程第15 議案第39号

○議長（田中誠君）

日程第15号、議案第39号、清里小学校改修三期工事（建築主体）請負契約の締結についてを

議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（熊谷雄二君）

ただいま上程されました議案第39号、清里小学校改修三期工事（建築主体）請負契約の締結について、御説明をいたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、清里小学校改修三期工事（建築主体）でございます。

工事の概要を御説明申し上げます。改修場所は清里小学校校舎で、建物1階部分の主だった改修箇所としては多目的ホール、一般用便所、一般用玄関、廊下、談話ホール、理科室、家庭科室、プレイルーム、保健室、放送室や建物2階部分では、図書スペース、図工室、グラウンド格納庫の床、内壁、下部の内装を改修するものでございます。3か年で実施してきました工事の最終年になります。

契約の方法は指名競争入札による契約であり、契約金額は6,545万円でございます。なお、予定価格につきましては6,651万7,000円でございます。

契約の相手方は、石井・野村経常建設共同企業体であり、代表者は、株式会社石井組、構成員は野村興業株式会社でございます。

工期につきましては、令和5年3月10日を予定してございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第39号、清里小学校改修三期工事（建築主体）請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

●日程第16 議案第40号

○議長（田中誠君）

日程第16、議案第40号、清里小学校改修三期工事（機械設備）請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（熊谷雄二君）

ただいま上程されました議案第40号、清里小学校改修三期工事（機械設備）請負契約の締結について、御説明をいたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるところでございます。

契約の目的は、清里小学校改修三期工事（機械設備）であります。

工事の概要を御説明申し上げます。改修場所は清里小学校校舎で、主に暖房機械室内の更新と暖房配管放熱器の更新、冷房設備の新設であり、3か年で実施してきました工事の最終年となります。

契約の方法は、指名競争入札による契約であり、契約金額は1億1,550万円でございます。なお、予定価格につきましては1億1,815万1,000円でございます。

契約の相手方は、斜里町文光町48番地1、株式会社長屋工業でございます。

工期につきましては、令和5年3月10日を予定してございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第40号、清里小学校改修三期工事（機械設備）請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

●日程第17 議案第41号

○議長（田中誠君）

日程第17、議案第41号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（宮津貴司君）

ただいま上程されました議案第41号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和3年度繰越金の確定に伴う財源調整、それから国及び北海道並びに町独自政策として原油価格、物価高騰等の影響が最も大きい住民世帯に対する各種支援施策を実施するための、所要の予算の措置を講ずるものであります。

補正予算額は第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ3億1,845万7,000円を追加し、予算の総額を57億1,285万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、後ほど事項別明細により説明いたします。

第2条継続費補正について、説明いたします。議案書2枚をめくってください。

継続費事業の追加といたしまして、2款総務費、2項総務管理費、役場庁舎冷房改修事業につきましては、資材不足の影響から工事が2か年にわたることが見込まれるため、継続費として予算計上をさせていただき、令和4年度、令和5年度事業として実施をいたします。

事業費総額といたしましては、合計7,867万3,000円、令和4年度に5,442万1,000円、令和5年度に2,425万2,000円、それぞれ年割額として設定いたします。

それでは、歳入歳出予算の補正内容、第1条第2項について説明いたします。別冊の令和4年度補正予算に関する説明書、5ページをお開きください。

2款総務費、1項給与費、1目職員給与費につきましては、財源振り替えを行うものでございます。

2款総務費、2項総務管理費、2目財産管理費、基金管理運用事業費につきましては、地方財政法に基づきまして令和3年度の剰余金の2分の1を超える金額を積み立てるものでありまして、減債基金1億7,500万円の積立を行います。補正財源は一般財源です。

同目パラスランド管理運営事業費につきましては、現在、仮復旧として架空線を引いているパラスランドの高圧電線につきましては、安定的な電力の供給を行うため、埋設工事など一部設備を更新するための費用として560万円を計上いたします。補正財源は一般財源です。

9目総合庁舎管理費、総合庁舎維持管理事業費につきましては、昨年度より実施設計を行ってきた総合庁舎の冷房設備を施すための設置工事費といたしまして、5,442万1,000円を計上いたします。財源はその他財源と一般財源です。

17目職員福利厚生費、職員住宅管理事業費につきましては、町職員用の単身者住宅1棟4戸の建設に向けて設計業務委託を行うものであります。264万円を計上いたします。財源はその他財源です。

補正後の項、総務管理費の合計額は6億1,316万1,000円です。

2款総務費、3項開発促進費、1目企画振興費、2040まちづくり構想事業費につきましては、将来の市街地形成の在り方をより具現化していくための構想づくりに当たって、緑、さつる、清里、それぞれ市街地区における住民の暮らしや将来ニーズを詳細に把握するためのアンケート調査の実施の費用として325万8,000円を計上いたします。財源は一般財源です。

補正後の項、開発促進費の合計額は6,638万5,000円です。

続きまして、6ページ、2款総務費、9項新型コロナウイルス感染症対策費、1目新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費につきましては、政府が公表しましたコロナ禍における原油価格、物価高騰と総合緊急対策による地方創生臨時交付金、これを活用しまして町の独自政策としまして、物価高騰等の影響が大きい非課税住民世帯に対しまして5万円の臨時給付金を交付するための経費といたしまして、2,300万円、また新型コロナウイルスの感染症の影響により休止、縮小を余儀なくされました社会福祉法人に対する運営支援と介護従事者のPCR検査に係る経費支援事業など、事業費合計で2,627万5,000円を新たに計上いたします。財源は、国・道支出金と一般財源であります。

同日新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、高齢者等への4回目となるワクチン接種及び小児ワクチン接種開始によります事業費の増加分としまして、1,437万円を追加計上いたします。財源は全て国・道支出金です。

同日非課税世帯臨時特別給付金事業費につきましては、国が昨年度から行っています新型コロナウイルス感染症の影響や、原油価格、物価の高騰を受けて様々な困難に直面されている、住民税非課税世帯に対して10万円の現金を給付する事業であります。今回は、令和4年度から新たに非課税世帯となった世帯に対してのみ給付する、その経費としまして114万1,000円を計上いたします。財源はすべて国・道支出金です。

同日低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費につきましては、国が昨年度に引き続きまして新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対しまして5万円の現金を給付するための事業です。今回はさらに北海道が1万円を上乗せし、6万円を給付するといたしまして162万2,000円を計上いたします。財源は全て国・道支出金です。

補正後の項、新型コロナウイルス感染症対策費の合計額は7,111万3,000円となります。

続いて7ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、保育事業費につきましては、国策として実施されます保育所職員処遇改善に向けた特別勤務手当の支給経費として60万円を追加、計上いたします。財源は、国・道支出金と一般財源となります。

補正後の項、保育所費の合計額は1億813万8,000円となります。

8ページ、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、農業経営対策事業費につきましては、馬鈴しょ安定生産、罹病率低下や病害虫抵抗性品種の導入を支援するための経費として2,283万4,000円を計上いたします。財源は、全て国・道支出金です。

同日植物防疫対策事業費につきましては、ジャガイモシロシストセンチュウ防除区域におきまして、緊急防除対策を行うための経費として155万円を追加計上いたします。財源は、全て国・道支出金です。

4目農地開発事業費の農地開発事業費につきましては、町管理排水路の土砂揚げなどの経費としまして200万円を追加計上いたします。財源は、全て一般財源となります。

補正後の項、農業費の合計額は3億355万2,000円となります。

2項林業費、2目自然保護対策費、有害鳥獣捕獲・処理事業費につきましては、有害鳥獣捕獲に係るエゾシカの残滓処理費用としまして39万2,000円を追加計上いたします。財源は、その他財源と一般財源です。

補正後の項、林業費の合計額は1,760万8,000円となります。

6款商工費、1項商工費、2目観光振興費、観光施設管理事業費につきましては、さくらの滝

の観覧場所におきます環境保全と安全確保のため、バリケードの設置、それから注意喚起看板の設置及び駐車場の簡易整備を行う費用としまして226万6,000円を計上いたします。財源は、全て一般財源です。

補正後の項、商工費の合計額は1億8,956万2,000円となります。

9ページ、9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費につきましては、財源振り替えを行うものであります。

4項社会教育費、2目生涯教育費、青少年育成事業費につきましては、国策として実施されます放課後児童支援員処遇改善に向けた特別勤務手当の支給のための経費としまして、30万6,000円を追加計上いたします。財源は、全て一般財源です。

同日、高校生国際交流研修事業費につきましては、高校生海外派遣研修事業の中止に伴います代替事業といたしまして、平和教育、それから留学生交流施設のある広島県へ派遣しまして、国際理解教育の学習及び異文化についての交流を図る経費とします。418万2,000円を計上いたします。財源は、全て一般財源です。

補正後の項、社会教育費の合計額は1億3,818万6,000円となります。

続いて、歳入について説明いたします。2ページにお戻りください。

2ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の特定財源分としまして662万2,000円を計上いたします。

2項国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業と非課税世帯臨時特別給付金事業の特定財源分として888万9,000円を計上いたします。

4項国庫交付金につきましては、処遇改善のための特別勤務手当や物価高騰等対策生活支援給付金事業、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業の特定財源分として2,577万8,000円を計上いたします。

3ページ、15款道支出金、2項道補助金につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業の道独自の上乗せ分、それと農業経営対策事業費の特定財源分としまして、合計2,308万4,000円を計上いたします。

3項道委託金につきましては、植物防疫対策事業の特定財源分として155万円を計上いたします。

17款繰入金、1項基金繰入金につきましては、令和3年度の繰越額確定に伴う財源調整分、役場庁舎冷房改修事業の特定財源分、ふるさと寄附金の使途に応じた財源充当として合計4,375万7,000円を減額いたします。

18款繰越金につきましては、令和3年度の繰越額の確定に伴いまして2億9,609万5,000円を追加計上いたします。

4ページ、19款諸収入につきましては、有害鳥獣捕獲処理事業に係る特定財源分として19万6,000円を計上いたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

(「討論なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第41号、令和4年度清里町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

●日程第18 意見案第2号 ～ 日程第19 意見案第3号

○議長（田中誠君）

日程第18、意見案第2号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について及び日程第19、意見案第3号、食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書についてを、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。産業福祉常任委員会委員長、伊藤忠之君。

○産業経済常任委員会委員長（伊藤忠之君）

産業福祉常任委員会提出の意見案第2号、第3号を一括して説明いたします。

意見案第2号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について。

本件について、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。令和4年6月17日提出。清里町議会産業福祉常任委員会委員長、伊藤忠之。

次のページをお開きください。

前文を省略し、記以下の内容を説明いたします。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減債対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層推進するためICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

次に、意見案第3号、食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書について。

本件について、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。令和4年6月17日提出。清里町議会産業福祉常任委員会委員長、伊藤忠之。

次のページをお開きください。

前文を省略し、記以下の内容を説明いたします。

1、世界情勢の不安定化が今後も続くことが懸念されることから、政府が4月に示した原油価格・物価高騰等総合緊急対策の速やかな実施とともに、日増しに悪化する現場の経営状況も踏まえ、継続的な対策としてさらなる拡充・強化をすること。

2、食料安全保障の強化に向けて、自国の食料は自国で生産・消費するという考えを広く国民に理解醸成を図るとともに、食料の安定供給の確保は国の基本的な責務として、将来を見据えた大胆な施策と新たな予算の確保を図ること。

以上であります。

○議長（田中誠君）

一括して質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。この意見案2件については討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

これから意見案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、意見案第2号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書については原案のとおり可決されました。

○議長（田中誠君）

これから、意見案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、意見案第3号、食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書については原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま可決されました2件の意見書の提出先並びに内容の字句等について、その整理を要す

るものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書の提出先並びに字句等の整理については議長に委任することに決定しました。

●閉会・閉議宣告

○議長（田中誠君）

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第3回清里町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会 午後 2時54分